

○外務省／財務省／国土交通省／告示第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表一の項及び二の項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十九年十月十三日

外務大臣 河野 太郎  
財務大臣 麻生 太郎  
国土交通大臣 石井 啓一

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表一の項の規定に基づき外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示する物資は別表第1から別表第7までに掲げるものとし、同令別表二の項の規定に基づき外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示する物資は別表第1から別表第5まで及び別表第8に掲げるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百五十六号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日から平成29年12月31日（ニューヨーク時間。以下この2及び附則3において同じ。）までの間は、別表第7の5の規定の適用については、同表5（2）エ中「毎年1月1日」とあるのは「平成29年10月1日」と、「2,000,000 バレル」とあるのは「500,000 バレル」とする。
- 3 別表第8の15に掲げるもののうち平成29年9月11日より前に輸入の契約を締結したものであって当該輸入について同年同日から135日以内に国際連合安全保障理事会決議第1718号12の規定に従って設置された委員会に対して通知を行ったものについては、同表15の規定は、同年12月10日までは、適用しない。

別表第1 核関連の物資

- 1 核燃料物質若しくは核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

（1） ウラン又はその化合物

- (2) トリウム又はその化合物
  - (3) プルトニウム又はその化合物
  - (4) あらかじめ分離されたネプツニウム237
  - (5) (1) から (4) までの物資の1又は2以上を含むもの
- 2 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は車両、船舶、航空機若しくは宇宙空間用若しくは打ち上げ用の飛しょう体の原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置
  - 3 重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が5,000分の1を超えるもの
  - 4 人造黒鉛であって、ほう素当量が全重量の1,000,000分の5未満で、かつ、20度の温度における見掛け比重が1.50を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - (1) 原子炉用のもの
    - (2) 原子炉用に用いることができるもの（(1)に該当するものを除く。）
  - 5 放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置
  - 6 リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置
  - 7 ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品
    - (1) ガス拡散法を用いるもの
    - (2) 遠心分離法を用いるもの
    - (3) ノズル分離法を用いるもの
    - (4) ボルテックス法を用いるもの
    - (5) 化学交換法を用いるもの
    - (6) レーザー分離法を用いるもの
    - (7) プラズマ法を用いるもの
    - (8) 電磁分離法を用いるもの
  - 8 ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
    - (1) ガス遠心分離機用の周波数変換器であって、次のアからエまでの全てに該当するもの又はその部分品
      - ア 出力が三相以上のものであって、周波数が600ヘルツ以上2,000ヘルツ以下の出力を得ることができるもの
      - イ 出力電圧のひずみ率が2パーセント未満のもの
      - ウ 出力周波数の精度がプラスマイナス0.1パーセント未満のもの
      - エ 出力基本波電力の入力基本波電力に対する比率が80パーセントを超えるもの
    - (2) 周波数変換器であって、次のアからエまでの全てに該当するもの（(1)に該当するものを除く。）
      - ア 40ワット以上の出力を得ることができるもの
      - イ 出力が三相以上のものであって、周波数が600ヘルツ超2,000ヘルツ未満の出力を得ること

ができるもの

ウ 出力電圧のひずみ率が10パーセント未満のもの

エ 出力周波数の精度がプラスマイナス0.1パーセント未満のもの

(3) 周波数変換器であって、次のア及びイに該当するもの（(1)又は(2)に該当するものを除く。）

ア 40ワット以上の出力を得ることができるもの

イ 出力が二相以上のものであって、周波数が600ヘルツ超2,000ヘルツ未満の出力を得ることができるもの

9 ニッケルの粉であって、径の平均値が10マイクロメートル未満で、かつ、重量比による純度が99パーセント以上のもの又はこれを用いて製造した多孔質金属

10 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 重水素若しくは重水素化合物の製造用の装置（濃縮用の装置を含む。）又はその部分品若しくは附属装置

(2) 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（(1)に該当するものを除く。）

ア 棚段塔であって、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当するもの

（ア） 細粒炭素網を用いたもの

（イ） 2メガパスカル以上の圧力で用いることができるもの

（ウ） イに掲げる内部構造物を有するもの

イ 棚段塔の内部構造物であって、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当するもの

（ア） 断面積が2.54平方メートル以上のものであって、2つ以上の部分に分割されているもの

（イ） 気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの

（ウ） 硫化水素に対して耐食性のある材料を用いたもの

ウ 低温で用いられる蒸留塔であって、次の（ア）から（エ）までの全てに該当するもの

（ア） 細粒ステンレス綱であって、水素ぜい性のないものを用いたもの

（イ） 断面積が0.785平方メートル以上であり、かつ、長さが5メートル以上のも

（ウ） 温度が零下238度以下で用いることができるように設計したもの

（エ） 0.5メガパスカル以上5メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの

エ 真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充填物であって、化学的にぬれ性を改善する処理を行った磷青銅製のもののうち、メッシュ状のもの

オ 温度が零下238度以下で用いることができるように設計したターボエキスパンダであって、水素の排出量が1時間につき1,000キログラム以上のもの

カ アンモニア合成装置であって、(1)に該当する装置に用いることができるもの

キ カリウムアミドを含む液化アンモニアを循環させることができるポンプであって、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当するもの

- (ア) 気密な構造のもの
  - (イ) 1.5メガパスカル以上60メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるもの
  - (ウ) 吐出し量が1時間につき8.5立方メートルを超えるもの
- 11 三酸化ウラン、六フッ化ウラン、二酸化ウラン、四フッ化ウラン、金属ウラン若しくは四塩化ウランの製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品
- (1) ウラン鉱石を原料とする三酸化ウランの製造用の装置
  - (2) 三酸化ウラン又は四フッ化ウランを原料とする六フッ化ウランの製造用の装置
  - (3) 三酸化ウラン又は六フッ化ウランを原料とする二酸化ウランの製造用の装置
  - (4) 二酸化ウラン又は六フッ化ウランを原料とする四フッ化ウランの製造用の装置
  - (5) 四フッ化ウランを原料とする金属ウランの製造用の装置
  - (6) 二酸化ウランを原料とする四塩化ウランの製造用の装置
- 12 二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三フッ化プルトニウム、四フッ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品
- 13 ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) しごきスピニング加工機であって、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、ローラの数3以上のもの
  - (2) 内径が75ミリメートル超400ミリメートル未満の円筒形のローターを成形することができるように設計したマンドレル
- 14 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、数値制御を行うことができ、かつ、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次の（1）から（4）までのいずれかに該当するもの（（5）に該当するものを除く。）
- (1) 旋削をすることができる工作機械であって、次のア及びイに該当するもの（ウに該当するものを除く。）
    - ア 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO230/2（1988）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの
    - イ 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの
    - ウ 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであって、次の（ア）及び（イ）に該当するもの
      - (ア) 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの
      - (イ) チャックを取り付けることができないもの
  - (2) フライス削り又は中ぐりをすることができる工作機械であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの（エに該当するものを除く。）

- ア 国際規格 I S O 230 / 2 (1988) で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの
- イ 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの
- ウ 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの
- エ フライス盤であって、次の(ア)及び(イ)に該当するもの
  - (ア) 国際規格 I S O 841 (数値制御工作機械一座標軸及び運動の記号) で定めるX軸の方向の移動量が2メートルを超えるもの
  - (イ) 国際規格 I S O 230 / 2 (1988) で定める測定方法により国際規格 I S O 841で定めるX軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.03ミリメートルを超えるもの
- (3) 研削をすることができる工作機械であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの(次のエ又はオに該当するものを除く。)

- ア 国際規格 I S O 230 / 2 (1988) で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.004ミリメートル未満のもの
- イ 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの
- ウ 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの
- エ 円筒外面研削盤、円筒内面研削盤又は円筒内外面研削盤であって、次の(ア)及び(イ)に該当するもの
  - (ア) 外径又は長さが150ミリメートル以内のものを研削するように設計したもの
  - (イ) 国際規格 I S O 841で定めるX軸、Z軸及びC軸のみを有するもの
- オ ジグ研削盤であって、次のいずれにも該当しないもの
  - (ア) 国際規格 I S O 841で定めるZ軸を有するもののうち、国際規格 I S O 230 / 2 (1988) で定める測定方法により当該Z軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.004ミリメートル未満のもの
  - (イ) 国際規格 I S O 841で定めるW軸を有するもののうち、国際規格 I S O 230 / 2 (1988) で定める測定方法により当該W軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.004ミリメートル未満のもの

- (4) 放電加工(ワイヤ放電加工を除く。)をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの
- (5) 工作機械であって、次のいずれかを製造するためのみに設計したもの

- ア 歯車
- イ クランク軸又はカム軸
- ウ 工具又は刃物
- エ 押出機のウオーム

- 15 核兵器の開発又は製造に用いられる測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)であって、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置であって、次のア及びイに該当するもの
    - ア 測定軸の数が2以上のもの

イ 国際規格で定める測定方法により測定した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに0.001を乗じて得た数値に1.25を加えた数値以下となる測定軸を有するもの

(2) 直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 非接触型の測定システムであって、0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの

イ 線形電圧差動変圧器を用いた測定システムであって、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 5ミリメートルまでの測定レンジにおいて、直線性が0.1パーセント以下のもの

(イ) 19度以上21度以下の温度範囲において測定した場合に、ドリフトが24時間当たり0.1パーセント以下のもの

ウ 次の(ア)及び(イ)に該当するもの(フィードバック機能を有しない干渉計であって、レーザーを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。)

(ア) レーザー光を用いて測定することができるもの

(イ) 19度以上21度以下の温度範囲において、次のa及びbの特性を12時間維持することができるもの

a 測定できる最大の測定レンジにおいて、分解能が0.1マイクロメートル以下のもの

b ドイツ技術者協会の規格(VDI/VDE 2617)で定める測定方法により測定し、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに0.0005を乗じて得た数値に0.2を加えた数値以下のもの

(3) 角度の変位を測定するものであって、ドイツ技術者協会の規格(VDI/VDE 2617)で定める測定方法により測定した場合に、角度位置の偏差の最大値が0.00025度以下のもの(平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。)

(4) 曲面形状を有するものの長さ及び角度を同時に測定することができる測定装置であって、次のア及びイに該当するもの

ア ドイツ技術者協会の規格(VDI/VDE 2617)で定める測定方法により測定した場合に、測定軸の測定の不確かさの数値が測定距離5ミリメートル当たり3.5マイクロメートル以下のもの

イ ドイツ技術者協会の規格(VDI/VDE 2617)で定める測定方法により測定した場合に、角度位置の偏差の最大値が0.02度以下のもの

16 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 真空誘導炉若しくは不活性ガスを用いる誘導炉(半導体ウエハの加工用のものを除く。)であって、次のアからウまでの全てに該当するもの又はこれらの電源装置であって、出力が5キロワット以上のもの

ア 炉の内部を850度を超える温度にすることができるもの

- イ 直径が600ミリメートル以下の誘導コイルを有するもの
  - ウ 電源装置からの入力が5キロワット以上のもの
  - (2) アーク炉であって、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解して鑄造するもののうち、容量が1,000立方センチメートル超20,000立方センチメートル未満の消耗電極を有し、かつ、1,700度を超える温度で金属を溶解することができるもの又は電子計算機を用いた当該アーク炉用の制御装置若しくは監視装置
  - (3) 出力が50キロワット以上のプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉であって、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解して鑄造するもののうち、1,200度を超える温度で金属を溶解することができるもの又は電子計算機を用いた当該溶解炉用の制御装置若しくは監視装置
- 17 アイソスタチックプレスであって、次の(1)及び(2)に該当するもの又はその部分品若しくはその制御装置若しくは当該アイソスタチックプレスに用いることができるように設計した型
- (1) 最大圧力が69メガパスカル以上のもの
  - (2) 中空室の内径が152ミリメートルを超えるもの
- 18 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置
- (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）C60079-0号（爆発性雰囲気で使用される電気機械器具—第0部：一般要件）で定める防爆構造のもの（塗装用のものを除く。）
  - (2) 全吸収線量がシリコン換算で50,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの
- 19 振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) デジタル制御方式であり、かつ、電動式の振動試験装置であって、次のア及びイに該当するもの
    - ア 試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のものであって、20ヘルツ超2,000ヘルツ未満の周波数範囲で加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの
    - イ フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの
  - (2) 振動試験装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア (1)に該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であって、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、5キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの
    - イ (1)に該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のももの
    - ウ (1)に該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上となる振動を発生させるために2台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの
- 20 ガス遠心分離機のローターに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが20度の温度において415メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの
- (2) 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を用いた成型品であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 炭素繊維又はアラミド繊維であって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 比弾性率が12,700,000メートル以上のもの
- (イ) 比強度が235,000メートル以上のもの
- イ ガラス繊維であって、次の（ア）及び（イ）に該当するもの
- (ア) 比弾性率が3,180,000メートルを超えるもの
- (イ) 比強度が76,200メートルを超えるもの
- ウ ア又はイに該当する炭素繊維又はガラス繊維に熱硬化性樹脂を含浸したプリプレグであって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 繊維状のもの
- (イ) 幅が15ミリメートル以下のテープ状のもの
- エ アに該当する繊維又はウに該当するプリプレグ（炭素繊維を使用したものに限る。）を用いた円筒形の成型品であって、内径が75ミリメートル超400ミリメートル未満のもの
- (3) マルエージング鋼であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 引張強さが20度の温度において2,050メガパスカル以上となるもののうち、寸法の最大値が75ミリメートルを超えるもの（イに該当するものを除く。）
- イ 引張強さが20度の温度において1,500メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの
- ウ 引張強さが20度の温度において1,950メガパスカル以上のものであって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 厚さが5ミリメートル以下の板又は管
- (イ) 厚さが50ミリメートル以下の管であって、かつ、内径が270ミリメートル以上のもの
- (4) チタン合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが20度の温度において900メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートルを超える棒又は円筒形のもの
- 21 ベリリウム若しくはベリリウム合金（ベリリウムの含有量が全重量の50パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（電子機器の部分品用のベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。）
- 22 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（1に該当するものを除く。）
- (1) 重量比による純度が99.99パーセント以上のビスマスであって、銀の含有量が全重量の0.001パーセント未満のもの
- (2) ラジウム226、ラジウム226合金、ラジウム226化合物若しくはラジウム226混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（医療用装置に組み込まれたもの及び装置に内蔵されたもので

あって、1装置当たりの放射能の総量が0.37ギガベクレル未満のものを除く。)

(3) アルファ線を放出する放射性核種であって、アルファ崩壊の半減期が10日以上200年未満のもの又はその化合物若しくは混合物(装置に内蔵された化合物又は混合物であって、1装置当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が3.7ギガベクレル未満のものを除く。)であって、1キログラム当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が37ギガベクレル以上のもの

23 ほう素、ほう素化合物若しくはほう素混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、ほう素10のほう素10及びほう素11に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたほう素から構成されるもの又はそのほう素を含むもの

24 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質であって、次のいずれかに該当するもの

(1) カルシウムであって、次のア及びイに該当するもの

ア カルシウム又はマグネシウム以外の金属の含有量が全重量の0.1パーセント未満のもの

イ ほう素の含有量が全重量の0.001パーセント未満のもの

(2) 三フッ化塩素

(3) マグネシウムであって、次のア及びイに該当するもの

ア マグネシウム又はカルシウム以外の金属の含有量が全重量の0.02パーセント未満のもの

イ ほう素の含有量が全重量の0.001パーセント未満のもの

25 アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼであって、次のいずれかに該当するもの

(1) 容量が0.15リットル超8リットル未満のつぼであって、次のいずれかに該当する材料(重量比による純度が98パーセント以上のものに限る。)からなるもの又はその材料により被覆されたもの

ア フッ化カルシウム

イ メタジルコン酸カルシウム

ウ 硫化セリウム

エ 酸化エルビウム

オ 酸化ハフニウム

カ 酸化マグネシウム

キ ニオブ、チタン及びタングステンからなる合金であって、窒化したもの

ク 酸化イットリウム

ケ 酸化ジルコニウム

(2) 容量が0.05リットル超2リットル未満のつぼであって、重量比による純度が99.9パーセント以上のタンタル製のもの又はそのタンタルで裏打ちされたもの

(3) 容量が0.05リットル超2リットル未満のつぼであって、重量比による純度が98パーセント以上のタンタル製のもの又はそのタンタルで裏打ちされたもののうち、タンタルの炭化物、窒化物、ほう化物又はこれらのいずれかを組み合わせたもので被覆されたもの

26 ハフニウム若しくはハフニウム合金(ハフニウムの含有量が全重量の60パーセントを超えるものに限る。)の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物(ハフニウムの含有量が全重量の60パーセントを超えるものに限る。)又はこれらの半製品若しくは一次製品

- 27 リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくははくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、リチウム6のリチウム6及びリチウム7に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたリチウムから構成されるもの又はそのリチウムを含むもの（熱ルミネセンス線量計に組み込まれたリチウム化合物又はリチウム混合物を除く。）
- 28 タングステン、タングステンの炭化物又はタングステンの含有量が全重量の90パーセントを超える合金であって、質量が20キログラムを超え、かつ、内径が100ミリメートル超300ミリメートル未満の円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの又はこれらを組み合わせたもの（おもり又はガンマ線のコリメータ用に設計されたものを除く。）
- 29 ジルコニウム若しくはジルコニウム合金（ジルコニウムの含有量が全重量の50パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくははくず若しくはジルコニウム化合物（ハフニウムの含有量がジルコニウムの含有量の500分の1未満のものに限る。）又はこれらの半製品若しくは一次製品（厚さが0.1ミリメートル以下のはくを除く。）
- 30 フッ素製造用の電解槽であって、製造能力が1時間当たり250グラムを超えるもの
- 31 ガス遠心分離機のローターの製造用若しくは組立てに用いられる装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) ガス遠心分離機のローターのチューブ、バッフル及びエンドキャップの組立用の装置
  - (2) ガス遠心分離機のローターのチューブの中心軸を調整するための装置
  - (3) 次のアからウまでの全てに該当するベローズ（アルミニウム合金、マルエージング鋼又は繊維で強化した複合材料からなるものに限る。）の製造用のマンドレル又は型
    - ア 内径が75ミリメートル超400ミリメートル未満のもの
    - イ 溝のピッチが12.7ミリメートル以上のもの
    - ウ 溝の深さが2ミリメートルを超えるもの
- 32 遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの（別表第4の25（2）に該当するものを除く。）
- (1) 長さが600ミリメートル以上の弾性ローターを試験することができるように設計したものであって、次のアからウまでの全てに該当するもの
    - ア 外径が75ミリメートルを超える弾性ローターを試験することができるもの又はジャーナルの径が75ミリメートルを超えるもの
    - イ 重量が0.9キログラム以上23キログラム以下の弾性ローターを試験することができるもの
    - ウ 1分につき5,000回転を超える回転数で試験することができるもの
  - (2) 円筒形のローターを試験することができるように設計したものであって、次のアからエまでの全てに該当するもの
    - ア ジャーナルの径が75ミリメートルを超えるもの
    - イ 重量が0.9キログラム以上23キログラム以下のローターを試験することができるもの
    - ウ 修正面上の残留不釣合いが1キログラム当たり0.01キログラムミリメートル以下のもの
    - エ ベルト駆動式のもの
- 33 フィラメントワインディング装置であって、次の（1）及び（2）に該当するもの又はその部分品若しくはその制御装置若しくはマンドレル

(1) 繊維を位置決めし、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が2以上のもの

(2) 次のいずれかに該当するもの

ア 直径が75ミリメートル超400ミリメートル未満であって、かつ、長さが600ミリメートル以上の円筒形のローターを製造することができるもの

イ 次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 複合材料からなる構造体を製造するため、又は繊維状の物質をラミネートするために特に設計したもの

(イ) 直径が75ミリメートル以上の円筒形の管を製造することができるもの

34 ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの(7に該当するものを除く。)

(1) 500ナノメートル超600ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した金属蒸気レーザー発振器(銅レーザー発振器に限る。)であって、平均出力が40ワット以上のもの

(2) 400ナノメートル超515ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したアルゴンイオンレーザー発振器であって、平均出力が40ワットを超えるもの

(3) 9,000ナノメートル超11,000ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した二酸化炭素レーザー発振器であって、パルスを発振するように設計したもののうち、次のアからウまでの全てに該当するもの

ア パルス繰返し周波数が250ヘルツを超えるもの

イ 平均出力が500ワットを超えるもの

ウ パルス幅が200ナノ秒未満のもの

(4) 240ナノメートル超360ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したエキシマレーザー発振器であって、パルスを発振するように設計したもののうち、次のア及びイに該当するもの

ア パルス繰返し周波数が250ヘルツを超えるもの

イ 平均出力が500ワットを超えるもの

(5) 16マイクロメートルの波長で用いるように設計したパラ水素を用いたラマンレーザー発振器であって、パルス繰返し周波数が250ヘルツを超えるもの

(6) 720ナノメートル超800ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したアレキサンドライトレーザー発振器であって、次のアからウまでの全てに該当するもの

ア パルス繰返し周波数が125ヘルツを超えるもの

イ 平均出力が30ワットを超えるもの

ウ レーザー光のスペクトル線幅が0.005ナノメートル以下のもの

(7) 1,000ナノメートル超1,100ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したネオジウムを添加した固体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの(ネオジウムガラスレーザー発振器を除く。)

ア パルス励起及びキュースイッチを用いたものであって、1ナノ秒以上のパルス幅のパルスを発振するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 単一横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が40ワットを超えるもの
- (イ) 多重横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が50ワットを超えるもの
- イ 波長範囲が500ナノメートル超550ナノメートル未満で、かつ、平均出力が40ワットを超える第二高調波を発生するように設計したもの

(8) 300ナノメートル超800ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した色素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

ア 単一モードのパルスを発振する波長可変レーザー発振器（レーザー光の増幅のみを行う装置を除く。）であって、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当するもの

- (ア) パルス繰返し周波数が1キロヘルツを超えるもの
- (イ) 平均出力が1ワットを超えるもの
- (ウ) パルス幅が100ナノ秒未満のもの

イ パルスを発振する波長可変レーザー発振器であって、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当するもの（アに該当するものを除く。）

- (ア) パルス繰返し周波数が1キロヘルツを超えるもの
- (イ) 平均出力が30ワットを超えるもの
- (ウ) パルス幅が100ナノ秒未満のもの

35 核燃料物質の分析に用いられる質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が230以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が2未満のイオンを区別することができるもののうち、次の（1）から（6）までのいずれかに該当するもの（（7）に該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

- (1) 誘導結合プラズマを用いたもの
- (2) グロー放電を用いたもの
- (3) 熱電離を用いたもの
- (4) 分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであって、イオン化室が六フッ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(5) 分析される物質の分子線を用いてイオン化するイオン源を有するものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 零下80度以下の温度となることができるコールドトラップ及びステンレス鋼若しくはモリブデンで構成され、裏打ちされ、又は被覆されたイオン化室を有するもの

イ イオン化室が六フッ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(6) アクチニド又はそのフッ化物のイオン化用に設計したイオン源を有するもの

(7) 磁石又は四重極を用いたものであって、次のアからオまでの全てに該当するもの

ア 原子質量単位で表した質量が320を超えるイオンを測定することができるもの

イ イオン源が、ニクロム若しくはモネルで構成され、若しくは裏打ちされたもの又はニッケルで被覆されたもの

ウ 分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するもの

- エ 同位元素の分析に用いることができるコレクタを有するもの
- オ 六フッ化ウランのガスの流れを止めずに試料を採取することができるように設計したもの
- 36 六フッ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるニッケル合金製のセンサーを用いた絶対圧力計であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア フルスケールが13キロパスカル未満であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がフルスケールのプラスマイナス1パーセント未満のもの
    - イ フルスケールが13キロパスカル以上であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がプラスマイナス130パスカル未満のもの
  - (2) ベローズ弁であって、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金（ニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるものに限る。）で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
- 37 ソレノイドコイル形の超電導電磁石であって、次の（1）から（4）までの全てに該当するもの（医療用の磁気共鳴イメージング装置に用いるように設計したものを除く。）
- (1) 磁束密度が2テスラを超えるもの
  - (2) コイルの長さを内径で除した値が2を超えるもの
  - (3) コイルの内径が300ミリメートルを超えるもの
  - (4) コイルの軸の中心部分を中心として内径の35パーセントを半径とする円であって、コイルの軸に垂直なものの範囲において、磁界の均一性が1パーセント未満のもの
- 38 ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプであって、吸気口の内径が38センチメートル以上のもののうち、排気速度が1秒当たり15,000リットル以上で、かつ、到達圧力が13.3ミリパスカル未満のもの（7に該当するものを除く。）
- 39 直流の電源装置であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) 出力電流が500アンペア以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が0.1パーセント未満で、かつ、出力電圧が100ボルト以上の状態で連続8時間を超えて使用することができるもの
  - (2) 出力電圧が20,000ボルト以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が0.1パーセント未満で、かつ、出力電流が1アンペア以上の状態で連続8時間を超えて使用することができるもの
- 40 電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置であって、次のいずれかに該当するもの（電子顕微鏡の部分品又は医療用装置を除く。）
- (1) 電子の運動エネルギーのせん頭値が0.5メガ電子ボルト以上25メガ電子ボルト未満であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア ビームのパルスの持続時間が1マイクロ秒以下であって、1,700にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の2.65乗を乗じたものに、クーロンで表した加速された電子の全電荷量を乗じた値が0.25以上のもの
    - イ ビームのパルスの持続時間が1マイクロ秒を超えるものであって、1,700にメガ電子ボルト

トで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の2.65乗を乗じたものに、クーロンで表した1マイクロ秒の間に加速することができる電荷量の最大値を乗じた値が0.25以上のもの  
(2) 電子の運動エネルギーのせん頭値が25メガ電子ボルト以上であって、せん頭出力が50メガワットを超えるもの

41 発射体の速度の最大値を1秒につき2キロメートル以上にすることができる衝撃試験機

42 機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 機械式のストリークカメラ又はフレーミングカメラであって、回転反射鏡を用いたものうち、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

ア ストリークカメラであって、撮影速度が1マイクロ秒につき0.5ミリメートルを超えるもの

イ フレーミングカメラであって、撮影速度が1秒につき225,000コマを超えるもの

(2) 電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ（電気制動シャッターを用いたものを含む。）又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

ア ストリークカメラ又はストリーク管であって、時間分解能が50ナノ秒以下のもの

イ フレーミングカメラ（電気制動シャッターを用いたものを含む。）であって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの

ウ イに該当するフレーミングカメラ用の固体撮像素子又は電子管（エに該当するものを除く。）であって、シャッター速度が50ナノ秒未満のもの

エ イに該当するフレーミングカメラに用いることができる電子管又は電気制動シャッターであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) イメージ増強管であって、導電材料で被覆した光電陰極を有するもの

(イ) S I T管であって、シャッターの機能を有するもの

(ウ) カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッター

43 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 流体の速度を測定するための干渉計であって、次のア及びイに該当するもの

ア 1秒につき1キロメートルを超える速度を測定することができるもの

イ 10マイクロ秒未満の間隔で速度を測定することができるもの

(2) 流体の圧力を測定することができるマンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器であって、10ギガパスカルを超える圧力を測定することができるもの

44 核兵器の起爆又はその試験に用いられる物資であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 3個以上の電極を有する冷陰極管であって、次のアからウまでの全てに該当するもの

ア せん頭陽極電圧が2,500ボルト以上のもの

イ せん頭陽極電流が100アンペア以上のもの

ウ 陽極遅延時間が10マイクロ秒以下のもの

(2) トリガー火花間隙であって、陽極遅延時間が15マイクロ秒以下のもののうち、せん頭電

流が500アンペア以上のもの

(3) スイッチングを行う機能を有する組立品であって、次のアからウまでの全てに該当するもの

ア せん頭陽極電圧が2,000ボルトを超えるもの

イ せん頭陽極電流が500アンペア以上のもの

ウ ターンオン時間が1マイクロ秒以下のもの

(4) パルス用コンデンサーであって、次のいずれかに該当するもの

ア 定格電圧が1,400ボルトを超えるものであって、次の(ア)から(ウ)までの全てに該当するもの

(ア) 総エネルギーが10ジュールを超えるもの

(イ) 公称静電容量が0.5マイクロファラドを超えるもの

(ウ) 直列インダクタンスが50ナノヘンリー未満のもの

イ 定格電圧が750ボルトを超えるものであって、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 公称静電容量が0.25マイクロファラドを超えるもの

(イ) 直列インダクタンスが10ナノヘンリー未満のもの

(5) パルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であって、次のいずれかに該当するもの

ア モジュール方式のパルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であって、次の(ア)から(カ)までの全てに該当するもの

(ア) 15マイクロ秒未満の時間でパルスを供給することができるもの

(イ) 出力が100アンペアを超えるもの

(ウ) 40オーム未満の抵抗負荷に対して10マイクロ秒未満のパルス立上がり時間を要するもの

(エ) 寸法の最大値が25.4センチメートル以下のもの

(オ) 重量が25キログラム未満のもの

(カ) 零下50度より低い温度から100度を超える温度まで用いることができるように設計したもの又は宇宙で用いることができるように設計したもの

イ パルス発生器であって、55オーム未満の抵抗負荷に対して6ボルトを超える電圧のパルスを発生し、かつ、500ピコ秒未満のパルス立上がり時間を要するもの(アに該当するものを除く。)

ウ 複数の雷管を制御するよう設計された点火装置

(6) 雷管若しくは多点点火装置又はこれらの作動装置であって、次のいずれかに該当するもの

ア 電気式の雷管であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 起爆電橋

(イ) 起爆電橋線

(ウ) スラッパ起爆式雷管

(エ) 薄膜式点火装置

イ 単点又は多点の雷管を配列したものであって、各点火点からほぼ同時かつ2.5マイクロ秒未満の間に爆発を発生させるもののうち、5,000平方ミリメートルより大きな爆発面積の爆発を発生させるもの

ウ ア、イ又はア及びイからなる多点点火装置を起動するために設計した作動装置

(7) 高性能爆薬又はその混合物であって、次のいずれかの物質を含むもの

ア シクロテトラメチレンテトラニトラミン（別名オクタヒドロ-1・3・5・7-テトラニトロ-1・3・5・7-テトラジン、1・3・5・7-テトラニトロ-1・3・5・7-テトラアザシクロオクタン、オクトゲン又はHMX）又はその混合物

イ シクロトリメチレントリニトラミン（別名シクロナイト、T4、ヘキサヒドロ-1・3・5-トリニトロ-1・3・5-トリアジン、1・3・5-トリニトロ-1・3・5-トリアザシクロヘキサン、ヘキソゲン又はRDX）又はその混合物

ウ トリアミノトリニトロベンゼン又はその混合物

エ ヘキサニトロスチルベン又はその混合物

オ 爆轟速度が毎秒8,000メートルを超える物質であって、結晶密度が1立方センチメートルあたり1.8グラムを超えるもの

45 光電子増倍管であって、光電陰極の面積が20平方センチメートルを超えるもののうち、陽極パルス立上がり時間が1ナノ秒未満のもの

46 トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であって、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

47 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーターであって、厚さ0.6メートル以上の放射線を遮蔽する壁を隔てて操作することができるもの

48 放射線を遮蔽するように設計した窓であって、次の（1）から（3）までの全てに該当するもの又はその窓枠

（1） コールドエリア側に露出する面の面積が0.09平方メートルを超えるもの

（2） 密度が1立方センチメートル当たり3グラムを超える材料を用いたもの

（3） 厚さが100ミリメートル以上のもの

49 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズであって、全吸収線量がシリコン換算で50,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるもの

50 トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物であって、トリチウムの原子数の水素の原子数に対する比率が1,000分の1を超えるもの（装置に内蔵されたものであって、1装置当たりの放射能の総量が1,480ギガベクレル未満のものを除く。）

51 トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの

（1） トリチウムの製造用（濃縮用を含む。）、回収用又は貯蔵用に設計した装置

（2） トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの（（1）に該当するものを除く。）

ア 水素又はヘリウムを零下250度以下の温度に冷却することができる冷凍装置であって、冷凍能力が150ワットを超えるもの

イ 水素の同位元素の貯蔵用の装置であって、金属水素化物を貯蔵のための媒体として用いる

もの

- 52 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒であって、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの
- 53 ヘリウム3の混合率が天然の混合率を超えるヘリウム（容器又は装置に密封されたヘリウム3であって、その重量が1グラム未満のものを除く。）
- 54 フッ素系潤滑剤
- 55 シート状又はストリップ状の磁性合金であって、次の（1）及び（2）に該当するもの
  - （1）厚さが0.05ミリメートル以下のもの又は高さが25ミリメートル以下のもの
  - （2） 次のいずれかの材料で構成されるもの
    - ア 鉄、クロム及びコバルト
    - イ 鉄、コバルト及びバナジウム
    - ウ 鉄、クロム、コバルト及びバナジウム
    - エ 鉄及びクロム
- 56 レーザー溶接機
- 57 プラズマ切断機

## 別表第2 化学兵器関連の物資

- 1 化学製剤若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの
  - （1） 軍用の化学製剤（次のアからエまでのいずれかに該当するもの（サに該当するものを除く。））
    - ア O—アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、次に掲げるものを含む。）
      - （ア） O—イソプロピル＝メチルホスホノフルオリダート（別名サリン）
      - （イ） O—ピナコリル＝メチルホスホノフルオリダート（別名ソマン）
    - イ O—アルキル＝N・N—ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、N・N—ジアルキルのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、O—エチル＝N・N—ジメチルホスホルアミドシアニダート（別名タブン）を含む。）
    - ウ O—アルキル＝S—2—ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、S—2—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、）又はそのアルキル化塩類若しくはプロトン化塩類（O—エチル＝S—2—ジイソプロピルアミノエチル＝メチルホスホノチオラート（別名VX）を含む。）
    - エ S—2—ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホノチオラート（S—2—

ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)又はそのアルキル化塩類若しくはプロトン化塩類

オ 硫黄マスタード類(次に掲げるものを含む。)

- (ア) 2-クロロエチルクロロメチルスルフィド
- (イ) ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)
- (ウ) ビス(2-クロロエチルチオ)メタン
- (エ) 1・2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)
- (オ) 1・3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン
- (カ) 1・4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン
- (キ) 1・5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン
- (ク) ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル
- (ケ) ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O-マスタード)

カ ルイサイト類(次に掲げるものを含む。)

- (ア) 2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)
- (イ) ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)
- (ウ) トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)

キ 窒素マスタード類(次に掲げるものを含む。)

- (ア) ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1)
- (イ) ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)
- (ウ) トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3)

ク 枯葉剤(次に掲げるものを含む。)

- (ア) 2-クロロ-4-フルオロフェノキシ酢酸(別名LNF)
- (イ) 2・4-ジクロロフェノキシ酢酸と混合された2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸

ケ サキシトキシシン

コ リシン

サ 次のいずれかに該当するもの

- (ア) 塩素
- (イ) ジホスゲン
- (ウ) 臭化キシレン(オルト、メタ、パラ)
- (エ) 臭化ベンジル
- (オ) ヨウ化ベンジル
- (カ) 臭化アセトン
- (キ) 臭化シアン
- (ク) 臭化メチルエチルケトン
- (ケ) 塩化アセトン
- (コ) エチルヨウ化アセテート
- (サ) ヨウ化アセトン

(2) 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの

ア 3-ヒドロキシ-1-メチルピペリジン

イ フッ化カリウム

ウ エチレンクロロヒドリン

エ ジメチルアミン

オ 塩酸ジメチルアミン

カ フッ化水素

キ ベンジル酸メチル

ク 3-キヌクリジノン

ケ ピナコロン

コ シアン化カリウム

サ 一水素二フッ化カリウム

シ 一水素二フッ化アンモニウム

ス 一水素二フッ化ナトリウム

セ フッ化ナトリウム

ソ シアン化ナトリウム

タ 五硫化リン

チ ジイソプロピルアミン

ツ 2-ジエチルアミノエタノール

テ 硫化ナトリウム

ト トリエタノールアミン塩酸塩

ナ 塩化アルミニウム

ニ ジクロロメタン

ヌ N・N-ジメチルアニリン

ネ 2-ブロモプロパン

ノ イソプロピルエーテル

ハ イソプロピルアミン

ヒ 臭化カリウム

フ ピリジン

ヘ 臭化ナトリウム

ホ 金属ソーダ

マ 三酸化硫黄

ミ トリブチルアミン

ム トリエチルアミン

メ トリメチルアミン

(3) 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質として、次のいずれかに該当するもの

ア O・O-ジエチル=S-[2-(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート(別名アミトン)又はそのアルキル化塩類若しくはプロトン化塩類

イ 1・1・3・3・3—ペンタフルオロ—2—（トリフルオロメチル）—1—プロペン（別名P F I B）

ウ 無能力化物質（3—キヌクリジニル＝ベンジラート（別名B Z）を含む。）

エ 二塩化カルボニル（別名ホスゲン）

オ 塩化シアン

カ シアン化水素

キ トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）

(4) 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの

ア アルキルホスホニルジフルオリド（アルキル基の炭素数が3以下であるもの限り、メチルホスホニルジフルオリド（別名D F）を含む。）

イ O—アルキル＝O—2—ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホニット（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、O—2—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）又はそのアルキル化塩類若しくはプロトン化塩類（O—エチル＝O—2—ジイソプロピルアミノエチル＝メチルホスホニット（別名Q L）を含む。）

ウ O—2—ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホニット（O—2—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）又はそのアルキル化塩類若しくはプロトン化塩類

エ O—イソプロピル＝メチルホスホノクロリダート

オ O—ピナコリル＝メチルホスホノクロリダート

カ 炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないリン原子を含む化合物

キ N・N—ジアルキルホスホルアミジク＝ジハリド（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）

ク ジアルキル＝N・N—ジアルキルホスホルアミダート（ジアルキル及びN・N—ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）

ケ 三塩化ヒ素

コ 2・2—ジフェニル—2—ヒドロキシ酢酸

サ キヌクリジン—3—オール

シ N・N—ジアルキルアミノエチル—2—クロリド（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）又はそのプロトン化塩類

ス N・N—ジアルキルアミノエタン—2—オール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）又はそのプロトン化塩類（N・N—ジメチルアミノエタノール及びN・N—ジエチルアミノエタノールを含む。）

セ N・N—ジアルキルアミノエタン—2—チオール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）又はそのプロトン化塩類

ソ ビス（2-ヒドロキシエチル）スルフィド

タ 3・3-ジメチルブタン-2-オール

チ 塩化ホスホリル

ツ 三塩化リン

テ 五塩化リン

ト 亜リン酸トリメチル

ナ 亜リン酸トリエチル

ニ 亜リン酸ジメチル

ヌ 亜リン酸ジエチル

ネ 一塩化硫黄

ノ 二塩化硫黄

ハ 塩化チオニル

フ エチルジエタノールアミン

ヘ メチルジエタノールアミン

ホ トリエタノールアミン

(5) 化学兵器による汚染の除去に適した化学製剤であるジエチレントリアミン

(6) 神経剤が引き起こす症状を予防する化学製剤であって、次のいずれかに該当するもの

ア ブチリルコリンエステラーゼ

イ 臭化ピリドスチグミン

ウ 塩化オビドキシム

2 軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（別表第1に掲げるものを除く。）

(1) 反応器であって、容量が0.1立方メートル超20立方メートル未満のものうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

ウ フッ素樹脂

エ ガラス

オ タンタル又はタンタル合金

カ チタン又はチタン合金

キ ジルコニウム又はジルコニウム合金

(2) 貯蔵容器であって、容量が0.1立方メートルを超えるものうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

ウ フッ素樹脂

エ ガラス

オ タンタル又はタンタル合金

カ チタン又はチタン合金

キ ジルコニウム又はジルコニウム合金

(3) 熱交換器又は凝縮器であつて、伝熱面積が20平方メートル未満のものうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの又はこれらの部分品

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

ウ フッ素樹脂

エ ガラス

オ 黒鉛又はカーボングラファイト

カ タンタル又はタンタル合金

キ チタン又はチタン合金

ク ジルコニウム又はジルコニウム合金

ケ 炭化けい素

コ 炭化チタン

(4) 蒸留塔又は吸収塔であつて、塔の断面積が0.00785平方メートルを超えるものうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの又はこれらの部分品

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

ウ フッ素樹脂

エ ガラス

オ 黒鉛又はカーボングラファイト

カ タンタル又はタンタル合金

キ チタン又はチタン合金

ク ジルコニウム又はジルコニウム合金

(5) 充填用の機械であつて、遠隔操作が可能であり、かつ、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

(6) かくはん機であつて、(1)に該当するものに用いられるものうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの

の又はその部分品

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

ウ フッ素樹脂

エ ガラス

オ タンタル又はタンタル合金

カ チタン又はチタン合金

キ ジルコニウム又はジルコニウム合金

(7) 弁であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの又はその部分品

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

ウ フッ素樹脂

エ ガラス

オ タンタル又はタンタル合金

カ チタン又はチタン合金

キ ジルコニウム又はジルコニウム合金

(8) 内容物の漏れを検知する装置を組み込んだ多重管であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

ウ フッ素樹脂

エ ガラス

オ 黒鉛又はカーボングラファイト

カ タンタル又はタンタル合金

キ チタン又はチタン合金

ク ジルコニウム又はジルコニウム合金

(9) ポンプであって最高規定吐出し量が1時間につき0.6立方メートルを超えるもの又は真空ポンプであって最高規定吐出し量が1時間につき1立方メートルを超えるもの若しくはその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズルのうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、若しくは被覆されたもの又はその部分品

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

ウ フッ素樹脂（フッ素の含有量が全重量の35パーセントを超える重合体又はエラストマーに限る。）

エ ガラス

オ 黒鉛又はカーボングラファイト

カ タンタル又はタンタル合金

キ チタン又はチタン合金

ク ジルコニウム又はジルコニウム合金

ケ セラミック

コ フェロシリコン

サ ニオブ又はニオブ合金

(10) 焼却装置であって、使用中における燃焼室の平均温度が1,000度を超えるもののうち、焼却する物質を供給する部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、又は被覆されたもの

ア ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金

イ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

ウ セラミック

(11) 空気中の物質を検知する装置又は検出器であって、次のいずれかに該当するもの

ア 1（1）から（4）までに掲げるものについて空気中における濃度が1立方メートル当たり0.3ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、かつ、連続して使用することができるもの

イ アンチコリンエステラーゼ作用を有する化合物を検知することができるもの

### 別表第3 生物兵器関連の物資

1 軍用の細菌製剤又はその原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット若しくは遺伝子であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 細菌製剤であって、戦時において使用することにより、人間若しくは動物に被害を及ぼし、装置の機能を妨げ、農作物に被害を及ぼし、又は環境を害する効果を増大するよう改良したもの

(2) ウイルスであって、次のいずれかに該当するもの

ア アフリカ豚コレラウイルス

イ エボラウイルス

ウ 黄熱ウイルス

エ オーエスキー病ウイルス

オ オムスク出血熱ウイルス

カ オロポーチウイルス

キ キャサヌール森林病ウイルス

ク 牛疫ウイルス

ケ 狂犬病ウイルス

- コ クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
- サ 口蹄疫ウイルス
- シ サル痘ウイルス
- ス 小反芻獣疫ウイルス
- セ 水胞性口炎ウイルス
- ソ 西部ウマ脳炎ウイルス
- タ セントルイス脳炎ウイルス
- チ ダニ媒介性脳炎ウイルス
- ツ チクングニヤウイルス
- テ 跳躍病ウイルス
- ト テッシェン病ウイルス
- ナ デング熱ウイルス
- ニ 痘瘡ウイルス
- ヌ 東部ウマ脳炎ウイルス
- ネ トリインフルエンザウイルス
- ノ 豚コレラウイルス
- ハ 日本脳炎ウイルス
- ヒ ニューカッスル病ウイルス
- フ ハンターンウイルス
- ヘ ブタエンテロウイルス9型
- ホ フニンウイルス
- マ ブルータングウイルス
- ミ ベネズエラウマ脳炎ウイルス
- ム ホワイトボックスウイルス
- メ ポワッサンウイルス
- モ マチュポウイルス
- ヤ マールブルグウイルス
- ユ マレー溪谷脳炎ウイルス
- ヨ ヤギ痘ウイルス
- ラ 羊痘ウイルス
- リ ラッサ熱ウイルス
- ル リフトバレー熱ウイルス
- レ リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス
- ロ ロシオウイルス
- (3) 細菌であって、次のいずれかに該当するもの
- ア ウシ流産菌
- イ オウム病クラミジア
- ウ ガス壊疽菌

- エ Q熱リケッチア
- オ コレラ菌
- カ 塹壕熱リケッチア
- キ 志賀赤痢菌
- ク 炭疽菌
- ケ チフス菌
- コ 腸管出血性大腸菌血清型O157
- サ 発疹チフスリケッチア
- シ 鼻疽菌
- ス ブタ流産菌
- セ ペスト菌
- ソ ボツリヌス菌
- タ マルタ熱菌
- チ 野兎病菌
- ツ 類鼻疽菌
- テ ロッキー山紅斑熱リケッチア

(4) 毒素（免疫毒素を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

- ア アブリン
- イ ウェルシュ菌毒素
- ウ HT-2トキシン
- エ 黄色ブドウ球菌毒素
- オ コノトキシン
- カ コレラ毒素
- キ 赤痢菌毒素
- ク T-2トキシン
- ケ テトロドトキシン
- コ ベロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質
- サ ボツリヌス毒素
- シ ミクロシスチン

(5) 細菌又は菌類であって、次のいずれかに該当するもの

- ア コクリオボールス・ミヤベアヌス
- イ コレトトリクム・コフェアヌム・バラエティー・ビルランス
- ウ ザントモナス・アルビリネアンス
- エ ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ
- オ ザントモナス・キャンペストリス・パソバー・シトリ
- カ ピリキュラリア・オリゼ
- キ ピリキュラリア・グリセア
- ク プクシニア・グラミニス

ケ プクシニア・ストリイフォルミス

コ ミクロシクルス・ウレイ

(6) (2)、(3)若しくは(5)に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は(4)若しくは別表第2の1(1)ケ若しくはコに該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。)

(7) (2)、(3)若しくは(5)に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は(4)若しくは別表第2の1(1)ケ若しくはコに該当するものを産出させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物(微生物を含む。)

2 軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの

ア 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用及び内蔵型の高性能粒子補足器フィルター用の装置

イ クラスⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ(軟膜式アイソレータ、ドライボックス、嫌気性チャンバー、グローブボックス及びラミナ気流式フードを含む。)

ウ 幅が2.5メートル以上であり、かつ、当該装置への出入りができるものであって、床に取り付けることが可能なもの

(2) 発酵槽であって、次のいずれかに該当するもの

ア 密閉式のものであって、容量が100リットル以上のもの

イ 化合処理を特別に促進し、又は混合用に使用するために設計したものであって、容量が20リットル未満のもの

ウ 生物学的物質に使用できるものであって、容量が10リットル以上20リットル以下のもの

(3) 連続式の遠心分離機であって、次のアからエまでの全てに該当するもの

ア 流量が1時間につき100リットルを超えるもの

イ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ウ メカニカルシールで軸封をしているもの

エ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

(4) バッチ式の遠心分離機であって、容量が4リットル以上のローターを有するもの

(5) クロスフローろ過用の装置であって、次のア及びイに該当するもの又はその部分品

ア 有効ろ過面積の合計が5平方メートル以上のもの

イ 定置した状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

(6) 凍結乾燥器であって、次のア及びイに該当するもの

ア 24時間につき50キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの

イ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

(7) 完全な又は部分的な換気装置を有する防護服及び全面マスクの呼吸用機器(消防士の呼吸用機器として用いられているものを除く。)

- (8) 粒子状物質の吸入の試験用の装置であって、吸入室の容積が1立方メートル以上のもの
- (9) 細菌製剤散布用に設計した噴霧器
- (10) 微生物又は毒素をマイクロカプセル状に加工するための装置であって、粒径が10ミクロン以下の微生物又は毒素に使用することができるもの（次に掲げるものを含む。）
  - ア 界面重合法を用いるもの
  - イ 相分離法を用いるもの

#### 別表第4 ミサイル関連の物質

- 1 ロケット又はペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この表及び別表第5において同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
- 2 ペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
- 3 エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機であって、燃料の他に粒子又は液体状で20リットルを超えるペイロードを運搬するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（2に該当するもの又は娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。）又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
  - (1) 自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの
  - (2) 視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの
- 4 次のいずれかに該当する物資又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品
  - (1) ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 多段ロケットの各段
    - イ 固体ロケット推進装置、ハイブリッドロケット推進装置又は液体ロケット推進装置であって、全力積が841,000ニュートン秒以上のもの
  - (2) 500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 再突入機
    - イ 再突入機の熱遮蔽体（セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。）又はその部分品
    - ウ 再突入機のヒートシンク又はその部分品
    - エ 再突入機に使用するように設計した電子機器
    - オ 誘導装置であって、飛行距離に対する平均誤差半径の比率が3.33パーセント以下のもの
    - カ 推力の方向を制御する装置
    - キ 弾頭又はその安全装置若しくは起動装置若しくは信管若しくは点火装置
- 5 推進装置若しくはその部分品若しくはモータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの若しくはこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくは

は検査装置若しくはこれらの部分品又はこれらに係る技術その他関連技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

(1) ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次のア及びイに該当するもの

ア 機体に搭載されていない状態における最大推力が400ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が8,890ニュートンを超えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）

イ 海面上における標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が1時間につき推力1ニュートン当たり0.15キログラム以下のもの

(2) ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

(3) 固体ロケット用のモータケースであって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

(4) 固体ロケット用のモータケースのライニング（推進薬とモータケース又は断熱材を結合することができるものに限る。）であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は500キログラム未満のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの

(5) 固体ロケット用のモータケースの断熱材であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は500キログラム未満のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの

(6) 固体ロケット用のモータケースのノズルであって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

(7) 液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置であって、周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はその部分品（サーボ弁及びポンプを除く。）

(8) 4（1）イに該当するハイブリッドロケット推進装置の部分品

(9) 液体推進薬用のタンクであって、次のいずれかに該当するものに使用するように設計したもの

ア 11に該当する推進薬又はその原料となる物質

イ 液体推進薬（アに該当するものを除く。）であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するもの

(10) ペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように

設計したターボプロップエンジンであって、海面上における標準大気状態での最大推力が10キロワット以上のもの（本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）  
又はその部分品

- 6 多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品（段間継手に使用可能な分離ボルト、分離ナット金具、分離シャックル、軟質線状成形炸薬、ボールロック、圧縮ばね及び円周状分離機構を含む。）
- 7 非破壊検査装置であって、その内部の寸法が1メートル以上のもの
- 8 しごきスピニング加工機であって、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、輪郭制御をすることができる軸数が3以上のもの又はその部分品（別表第1に掲げるものを除く。）
- 9 サーボ弁又は推進薬の制御装置用のポンプであって、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 次のア及びイに該当するもののうち、ウ又はエのいずれかに該当するもの
    - ア 液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの
    - イ 周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの
    - ウ 絶対圧力が7,000キロパスカル以上の状態において1分につき0.024立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が100ミリ秒未満のもの
    - エ ポンプであって、軸の回転数が1分につき8,000回転以上のもの又は吐出し圧力が7,000キロパスカル以上のもの
  - (2) ターボポンプ（液体ロケット又はハイブリッドロケットの推進装置用のものに限る。）
- 10 推進薬の制御装置用のポンプに用いられるラジアル玉軸受であって、日本工業規格B1514-1号（転がり軸受一軸受の公差一第1部：ラジアル軸受）で定める精度が2級以上のもののうち、次の（1）から（3）までの全てに該当するもの
  - (1) 内輪内径が12ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの
  - (2) 外輪外径が25ミリメートル以上100ミリメートル以下のもの
  - (3) 幅が10ミリメートル以上20ミリメートル以下のもの
- 11 推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（別表第1に掲げるものを除く。）
  - (1) 濃度が70パーセントを超えるヒドラジン又はその混合物（腐食防止処理のためのものを除く。）
  - (2) ヒドラジンの誘導體
  - (3) 過塩素酸アンモニウム又はその混合物
  - (4) アンモニウムジニトラミド又はその混合物
  - (5) 粒子が球形又は回転楕円体で、その径が200マイクロメートル未満のアルミニウムの粉であって、重量比による純度が97パーセント以上のもののうち、国際規格ISO2591（1988）

又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が63マイクロメートル未満のもの  
の含有量が全重量の10パーセント以上のもの

- (6) 重量比による純度が99パーセント以上のジルコニウム（天然の比率でジルコニウムに含まれるハフニウムを含む。）、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金の粉末状のものであって、<sup>ちさい</sup>篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が60マイクロメートル未満のもの又はその少なくとも1を含む混合物（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）
- (7) 重量比による純度が85パーセント以上のほう素又はその合金の粉末状のものであって、<sup>ちさい</sup>篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が60マイクロメートル未満のもの含有量が全体積若しくは全重量の90パーセント以上のもの又はその少なくとも1を含む混合物（ほう素10の含有量が全重量の20パーセント以上のものを除き、アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）
- (8) 過塩素酸塩、塩素酸塩若しくはクロム酸塩であって、粉末状の金属若しくは燃料成分が混合されたもの又は過塩素酸ナトリウム
- (9) カルボラン、デカボラン、ペンタボラン若しくはこれらの誘導体又はその混合物
- (10) 液体酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 三酸化二窒素
  - イ 二酸化窒素又は四酸化二窒素
  - ウ 五酸化二窒素
  - エ 窒素酸化物の混合物
  - オ 耐腐食性を有する赤煙硝酸又はその混合物
  - カ フッ素及びその他のハロゲン、酸素又は窒素からなる化合物又はその少なくとも1を含む混合物（三フッ化塩素及び気体の三フッ化窒素を除く。）
- (11) 末端にカルボキシル基を有するポリブタジエン
- (12) 末端に水酸基を有するポリブタジエン
- (13) グリシジルアジドの重合体
- (14) ブタジエンとアクリル酸との重合体
- (15) ブタジエンとアクリロニトリルとアクリル酸との重合体
- (16) 発熱量が1キログラム当たり40,000,000ジュール以上の推進薬
- (17) トリスー1ー（2ーメチル）アジリジニルホスフィンオキシド（別名MAPO）
- (18) テトラエチレンペンタミン、アクリロニトリル及びグリシドールの反応生成物
- (19) テトラエチレンペンタミン及びアクリロニトリルの反応生成物
- (20) イソフタル、トリメシン、イソシアヌル又はトリメチルアジピンの骨格を有する多官能性アジリジンアミドであって、2ーメチルアジリジン基又は2ーエチルアジリジン基を有するもの
- (21) トリフェニルビスマス
- (22) フェロセン誘導体

- (23) トリエチレングリコールジナイトレート
  - (24) トリメチロールエタントリナイトレート
  - (25) 1・2・4-ブタントリオールトリナイトレート
  - (26) ジエチレングリコールジナイトレート
  - (27) ポリテトラヒドロフランポリエチレングリコール
  - (28) 4・5-ジアジドメチル-2-メチル-1・2・3-トリアゾール
  - (29) メチル-ニトラトエチルニトラミン
  - (30) エチル-ニトラトエチルニトラミン
  - (31) ブチル-ニトラトエチルニトラミン
  - (32) ビス(2・2-ジニトロプロピル)アセタール
  - (33) ビス(2・2-ジニトロプロピル)フォルマール
  - (34) ヒドラジンニトロホルメート又はその混合物
  - (35) ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン又はその混合物
  - (36) メチルヒドラジン又はその混合物
  - (37) 1・2-ジメチルヒドラジン又はその混合物
  - (38) 1・1-ジメチルヒドラジン又はその混合物
  - (39) イソシアナートであって、次のいずれかに該当するもの
    - ア トルエンジイソシアナート(別名TDI)
    - イ メチレンビス(4・1-フェニレン)＝ジイソシアナート(別名MDI)
    - ウ イソホロンジイソシアナート(別名IPDI)
    - エ ヘキサメチレンジイソシアナート(別名HDI又はHNMDI)
    - オ ジメリルジイソシアナート(別名DDI)
  - (40) 硝酸アンモニウム(化学的に純粋なものに限る。)又は相安定化硝酸アンモニウム
- 12 次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはその製造装置又はこれらの部分品(13から16までのいずれかに該当するものを除く。)
- (1) 11(40)を除く。)に該当する物資
  - (2) シクロテトラメチレンテトラニトラミン又はシクロトリメチレントリニトラミン
  - (3) コンポジット推進薬
  - (4) 2-ニトロジフェニルアミン又はN-メチル-P-ニトロアニリン
- 13 バッチ式の混合機(液体用のものを除く。)であって、0以上13.326キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次の
- (1) 及び(2)に該当するもの又はその部分品
    - (1) 全容量が110リットル以上のもの
    - (2) 混合機の中心軸から離れた混和軸又は捏和軸<sup>ねっか</sup>を少なくとも1本有するもの
- 14 連続式の混合機(液体用のものを除く。)であって、0以上13.326キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のい

いずれかに該当するもの又はその部分品

(1) 2本以上の混和軸又は捏和軸<sup>ねっか</sup>を有するもの

(2) 振動機能を備えた1本の回転軸を有し、かつ、混合容器内及び回転軸上に捏和<sup>ねっか</sup>のための突起を有するもの

15 11若しくは12(2)から(4)までのいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質を粉砕することができるジェットミル又はその部分品

16 11(5)から(7)までのいずれかに該当する金属の粉末(噴霧粉又は球形粉に限る。)の製造用の装置又はその部分品

17 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム(ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属品若しくは部分品

(1) フィラメントワインディング装置又はファイバープレイスメント装置であって、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が3以上のもの又はその制御装置

(2) フィラメントワインディング装置であって、次のアからウまでの全てに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレル

ア 繊維を位置決めし、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が2以上のもの

イ 複合材料からなる構造体を製造するため、又は繊維状の物質をラミネートするために特に設計したもの

ウ 直径が75ミリメートル以上の円筒形の管を製造することができるもの

(3) 複合材料又は繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであって、次のいずれかに該当するもの

ア テープ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が2以上のもの

イ トウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができ、サーボ制御により動作する軸数が2以上のもの

(4) 三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン

(5) 繊維の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの

ア 重合体繊維から他の繊維を製造する装置

イ 熱したフィラメント状の基材に元素又は化合物を蒸着させるための装置

ウ 耐火セラミックの湿式紡糸装置

(6) 繊維の表面処理又はプリプレグ若しくはプリフォームの製造を行うように設計したもの

18 ノズルであって、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるためのもの

- 19 ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置
- (1) 構造材料の炭素の密度を増加させるためのもの
  - (2) 原料ガスの熱分解により生成する炭素を基材に定着させるためのもの
- 20 アイソスタチックプレスであって、次の(1)から(3)までの全てに該当するもの又はその制御装置(別表第1に掲げるものを除く。)
- (1) 最大圧力が69メガパスカル以上のもの
  - (2) 中空室内の温度制御ができるもの(中空室内の温度が600度以上の場合に限る。)
  - (3) 中空室の内径が254ミリメートル以上のもの
- 21 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉であって、化学的気相成長用のもの又はその制御装置
- 22 ロケット又は無人航空機に用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの(別表第1に掲げるものを除く。)
- (1) 比強度が76,200メートルを超え、かつ、比弾性率が3,180,000メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなる複合材料(プリプレグであって、ガラス転移点が145度以下のものを除く。)又はその成型品(ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット、無人航空機又は4に該当する物資に使用するよう設計したものに限る。)
  - (2) ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材料又はその成型品(ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。)
  - (3) 融点が3,000度以上のセラミックの複合材料であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 円筒であって、直径が120ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
    - イ 管であって、内径が65ミリメートル以上で、厚さが25ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
    - ウ 塊であって、各辺の長さがそれぞれ120ミリメートル以上、120ミリメートル以上及び50ミリメートル以上の直方体を切り出すことができるもの
  - (4) 人造黒鉛であって、次のいずれかに該当するもの(ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用することができるものに限る。)
- ア 15度の温度で測定したときのかさ密度が1立方センチメートル当たり1.72グラム以上、かつ、粒子の径が100マイクロメートル以下の人造黒鉛であって、次のいずれかに加工することができるもの
- (ア) 円筒であって、直径が120ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
  - (イ) 管であって、内径が65ミリメートル以上で、厚さが25ミリメートル以上で、かつ、長さが50ミリメートル以上のもの
  - (ウ) 塊であって、各辺の長さがそれぞれ120ミリメートル以上、120ミリメートル以上及び50ミリメートル以上の直方体を切り出すことができるもの
- イ 熱分解黒鉛(ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キ

ログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。)

ウ 繊維で強化した黒鉛（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。)

(5) ロケット又は無人航空機のレードーム（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用するためのセラミックの複合材料（100メガヘルツ以上100ギガヘルツ以下の範囲のいずれかの周波数における比誘電率が6未満のものに限る。)

(6) ロケット若しくは無人航空機の先端部、再突入機又はノズルフラップ（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用することができる炭化けい素で強化された未焼成セラミック又は強化された炭化けい素セラミック複合材料

(7) 粒子の径が500マイクロメートル以下の粉末状のタングステン、モリブデン又はこれらの合金であって、純度が97パーセント以上のもののうち、ロケット推進装置の部分品の製造に使用することができるもの（噴霧粉又は球形粉であり、かつ、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。)

(8) ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマルエージング鋼であって、次のア及びイ又はウに該当するもの

ア 次のいずれかに該当するもの

(ア) 固溶化熱処理段階で20度の温度において測定した最大引張強さが900メガパスカル以上のもの

(イ) 析出硬化熱処理段階で20度の温度において測定した最大引張強さが1,500メガパスカル以上のもの

イ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 厚さが5ミリメートル以下の板又は管

(イ) 厚さが50ミリメートル以下の管であって、かつ、内径が270ミリメートル以上のもの

ウ 引張強さが20度の温度において1,500メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

(9) 特殊鋼であって、抑制赤煙硝酸又は硝酸に耐食性を有するもの

23 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであって、次のいずれかに該当するもの（（1）から（7）までに該当するものについては、ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

- (1) ペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した航法装置であって、ジャイロスタビライザー又は自動操縦装置とともに使用するように設計したもの
  - (2) ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置
  - (3) 直線加速度計であって、慣性航法装置用又は誘導装置用に使用するように設計したもののうち、スケールファクターの再現性が 1 年間につき 0.125 パーセント未満であって、バイアスの再現性が 1 年間につき 0.012263 メートル毎秒毎秒未満のもの（ペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）
  - (4) ジャイロスコープであって、9.81 メートル毎秒毎秒の直線加速度の状態におけるドリフトレートの安定性が 1 時間につき 0.5 度未満のもの（ペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）
  - (5) 加速度計又はジャイロスコープであって、慣性航法装置又は誘導装置に使用するように設計したもののうち、981 メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの
  - (6) (3) 若しくは (5) に該当する加速度計又は (4) 若しくは (5) に該当するジャイロスコープを用いた装置
  - (7) 磁気方位センサーであって、次のアからウまでの全てに該当するものうち、軸数が 3 のもの
    - ア ピッチ角（プラスマイナス 90 度）及びロール角（プラスマイナス 180 度）の内部傾き補正を有するもの
    - イ 緯度プラスマイナス 80 度の地点における方位角精度の実効値が局所磁場に対して 0.5 度未満のもの
    - ウ 飛行制御又は航法システムと統合するように設計したもの
  - (8) 慣性装置（民間航空機、人工衛星又は地球物理学的調査用の装置に使用されるものを含む。）及びその関連試験装置
- 24 ペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した統合された航法システムであって、平均誤差半径が 200 メートル以下の精度のもの
- 25 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) 23 又は 24 に該当するものの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置（(2) から (6) までのいずれかに該当するものを除く。）又はこれらの部分品
  - (2) 遠心力式釣合い試験機（歯科用装置又は医療用装置を試験するように設計したものを除く。）であって、次のアからエまでの全てに該当するもの
    - ア 重量が 3 キログラムを超えるローターを試験することができないもの

- イ 1分につき12,500回転を超える回転数でローターを試験することができるもの
  - ウ 2面以上での不釣合いを試験できるもの
  - エ ローターの重量に対する残留不釣合いが1キログラムにつき0.2グラムミリメートル以下のもの
- (3) 表示装置であって、(2)に該当するものに使用することができるように設計したもの
- (4) モーションシミュレーター又はレートテーブルであって、次のアからウまでの全てに該当するもの（工作機械又は医療用装置に使用するように設計したものを除く。）
- ア 軸数が2以上のもの
  - イ スリップリング又は電気の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの
  - ウ 次のいずれかに該当するもの
    - (ア) いずれかの軸における角速度が1秒につき400度以上又は30度以下のものであって、当該角速度の分解能が1秒につき6度以下のもののうち、当該角速度の精度が1秒につき0.6度以下のもの
    - (イ) いずれかの軸が10度以上回転する場合における角速度が、0.05パーセント以下の精度で安定するもの
    - (ウ) 角度の位置決め精度が5秒以下のもの
- (5) ポジショニングテーブルであって、次のア及びイに該当するもの（工作機械又は医療用装置に使用するように設計したものを除く。）
- ア 軸数が2以上のもの
  - イ 角度の位置決め精度が5秒以下のもの
- (6) 遠心加速度試験機であって、980メートル毎秒毎秒を超える加速度を与えることができ、スリップリング又は電気の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの
- 26 500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した飛行制御装置又は姿勢制御装置
- 27 26に掲げるものに使用するように設計したサーボ弁であって、周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下の全域において加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの
- 28 26又は27に掲げるものの試験装置、校正装置又は心合わせ装置
- 29 アビオニクス装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) レーダー（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したものに限る。）
  - (2) パッシブセンサーであって、特定の電磁波源の方向又は地形の特性を探知するもの（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したものに限る。）
  - (3) 衛星航法システムからの電波を受信する装置であって、次のア若しくはイに該当するもの又はそのために特に設計した部分品

- ア 500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したもの
- イ 航行又は飛しょうする移動体に使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 毎秒600メートルを超える速度のもとで、航法に係る情報を提供することができるもの
  - (イ) 軍隊又は政府機関による使用を目的として設計若しくは改良され、かつ、衛星航法システムで用いられる暗号化された信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）
  - (ウ) 意図的な妨害を受ける環境のもとで機能することを目的として、ナルステアラブルアンテナ、電子的に走査が可能なアンテナその他妨害除去機能を有するように設計したもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）
- (4) 125度を超える温度における使用を目的として設計若しくは改良された軍用の電子組立品（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したものに限る。）
- (5) ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計したアンビリアル電気コネクタ又は段間電気コネクタ（ペイロードとロケットの間の電気コネクタを含む。）
- 30 ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計した熱電池であって、電解質として固体の非導電無機塩類を含むもの
- 31 航空機又は船舶に用いられる重力計又は重力勾配計であって、精度が0.7ミリガル以下のもののうち、測定所要時間が2分以内のもの（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計したものに限る。）又はこれらの部分品
- 32 ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の取扱い、制御、作動又は発射用に設計した装置
  - (2) 500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の輸送、取扱い、制御、作動又は発射用に設計した車両
- 33 ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した無線遠隔測定装置又は無線遠隔制御装置（地上装置を含む。）であって、次のいずれにも該当しないもの
- (1) 有人航空機又は人工衛星に使用するように設計したもの
  - (2) 陸上又は海洋において用いられる移動体に使用するように設計したもの
  - (3) 民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを提供する衛星航法システムからの情報を受信するように設計したもの

- 34 ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる追跡装置であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) ロケット又は無人航空機に搭載されたコード変換器を使用するものであって、地上、海上若しくは飛しょう体上の連携機器又は衛星航法システムとの相互連携の下で、即時に飛行位置及び速度のデータを計測することができるもの
  - (2) 距離測定用のレーダーであって、光を利用した追跡装置を有するもののうち、次のアからウまでの全てに該当するもの
    - ア 角度分解能が3ミリラジアン未満のもの
    - イ 距離分解能の2乗平均が10メートル未満で測定することができる距離が30キロメートル以上のもの
    - ウ 速度分解能が1秒につき3メートル未満のもの
- 35 500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに搭載するように設計したアナログ電子計算機又はデジタル電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) 零下45度より低い温度から55度を超える温度まで使用することができるように設計したもの
  - (2) 全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの
- 36 アナログデジタル変換用の集積回路又はアナログデジタル変換器（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) アナログデジタル変換用の集積回路であって、全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの又は次のアからウまでの全てに該当するもの
    - ア 分解能が8ビット以上のもの
    - イ 零下54度より低い温度から125度を超える温度まで使用することができるように設計したもの
    - ウ 気密封止したもの
  - (2) 電気入力型のアナログデジタル変換用の組立品又はモジュールであって、次のアからウまでの全てに該当するもの
    - ア 分解能が8ビット以上のもの
    - イ 零下45度より低い温度から55度を超える温度まで使用することができるように設計したもの
    - ウ (1) に該当する集積回路を組み込んだもの
- 37 振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置又は風洞の部分品であって、次のいずれかに該当するもの（別表第1に掲げるものを除く。）
- (1) 振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（ペイロードを

300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は4に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。) ア デジタル制御方式の振動試験装置であって、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のものであって、20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下のいずれの周波数においても加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの

(イ) フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの

イ 振動試験装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) アに該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であって、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、5キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの

(イ) アに該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のもの

(ウ) アに該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上となる振動を発生させるために2台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの

(2) マッハ数が0.9以上の速度の状態を作ることができる空気力学試験装置(ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、3に該当する無人航空機又は4に該当する物資の開発又は試験に用いることができるもの)に限り、マッハ数が3以下で、かつ、測定部断面の長さが250ミリメートル以下の風洞を除く。)

(3) 燃焼試験装置であって、推力が68キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に3軸方向の推力成分を測定することができるもの(ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は4に該当する物資の開発若しくは試験に用いることができるもの)に限る。)

(4) 飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であって、次のア及びイに該当するもの(ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、3に該当する無人航空機又は4に該当する物資の開発又は試験に用いることができるもの)に限る。)

ア 高度が15,000メートル以上の状態又は零下50度以上125度以下の全ての温度範囲の状態をシミュレートすることができるもの

イ 周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、試験体がない状態における加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの(加振力が5キロニュートン以上のもの)に限る。)又は基準音圧が20マイクロパスカルの場合の音圧レベルが140デシベル以上の音を発生させることができるもの若しくは定格の音響出力の合計が4キロワット以上のもの

(5) 電子加速器であって、2メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によって電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置(医療

用に設計したものを除き、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は4に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。)

(6) 風洞に使用することができる天秤、熱流計測装置又は気流制御装置

38 500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット、4(1)に該当する物資(500キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。)又は同(2)に該当する貨物を設計するためのハイブリッド電子計算機(ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資を設計するために設計したプログラムを有するものに限る。)

39 電波、音波(超音波を含む。)若しくは光(紫外線及び赤外線に限る。)の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、3に該当する無人航空機若しくは4に該当する物資に使用することができるもの又はこれらの試験装置

40 集積回路、探知装置又はレードーム(500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計した集積回路であって、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの

(2) ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために設計した探知装置

(3) 50キロパスカルを超える圧力において1平方メートル当たり4,184キロジュールを超える熱衝撃に耐えることができるように設計したレードームであって、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの

41 パイロ弁

42 リング形磁石であって、次の(1)及び(2)に該当するもの(別表第1に掲げるものを除く。)

(1) 外径と内径の比が1.6対1以下のもの

(2) 次のいずれかの材料で構成されるもの

ア アルミニウム、ニッケル及びコバルト

イ フェライト

ウ サマリウム及びコバルト

エ ネオジム、鉄及びほう素

43 シート状又はストリップ状の磁性合金であって、次の(1)及び(2)に該当するもの(別表第1に掲げるものを除く。)

(1) 厚さが0.05ミリメートル以下のもの又は高さが25ミリメートル以下のもの

(2) 次のいずれかの材料で構成されるもの

ア 鉄、クロム及びコバルト

イ 鉄、コバルト及びバナジウム

ウ 鉄、クロム、コバルト及びバナジウム

エ 鉄及びクロム

- 44 周波数変換器であって、次の（１）及び（２）に該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
- （１） 40ワット以上の出力を得ることができるもの
  - （２） 出力が二相以上のものであって、周波数が600ヘルツ超2,000ヘルツ未満の出力を得ることができるもの
- 45 アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが20度の温度において415メガパスカル以上となるもののうち、外径が75ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの（別表第１に掲げるものを除く。）
- 46 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維又は炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグであって、次のいずれかに該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
- （１） 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維であって、次のア及びイに該当するもの
    - ア 比弾性率が3,180,000メートルを超えるもの
    - イ 比強度が76,200メートルを超えるもの
  - （２） （１）に該当する繊維に熱硬化性樹脂を含浸したプリプレグであって、次のア及びイに該当するもの
    - ア 繊維状のもの
    - イ 幅が30ミリメートル以下のテープ状のもの
- 47 レーザー溶接機（別表第１に掲げるものを除く。）
- 48 数値制御を行うことができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が4若しくは5のもの又は放電加工をすることができるもの（別表第１に掲げるものを除く。）
- 49 プラズマ切断機（別表第１に掲げるものを除く。）
- 50 金属水素化物（別表第１に掲げるものを除く。）
- 51 高分子化合物であって、次のいずれかに該当するもの
- （１） 末端に水酸基を有するポリエーテル（別名HTPE）
  - （２） 末端に水酸基を有するカプロラクトンエーテル（別名HTCE）
  - （３） ポリプロピレングリコール（別名PPG）
  - （４） ポリグリコール酸（別名PGA）
  - （５） ポリエチレングリコール（別名PEG）
- 52 ミサイル防衛に係る対抗措置サブシステム及び侵入支援装置であって、ミサイル防衛システムを飽和させ、混乱させ、又は当該ミサイル防衛システムから逃れるよう設計したもの（例えば、ジャマー、チャフ又はデコイ）
- 53 金属マンガンのろう付けはく
- 54 水圧加工装置
- 55 熱処理炉（850度を超える温度において使用することができるものであって、寸法が1メートルを超えるものに限る。）
- 56 摩擦かくはん接合装置
- 57 ロケット又は無人航空機の空気力学分析及び熱力学分析のためのモデルに関連する技術の内容

とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体

58 高速度の撮影が可能なカメラ又はこれを用いた装置（別表第1、別表第2及び別表第3並びにこの表の1から7まで、23から28まで及び37に掲げるもの並びに医療用の画像システムにおいて使用されているものを除く。）

59 6以上の車軸を有するトラックのシャシ

#### 別表第5 武器関連の物資

1 銃砲若しくはその他の装置であつて、爆発物を発射し若しくは投下するもの（19において「銃砲等」という。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品であつて、次の（1）から（5）までのいずれかに該当するもの（（6）に該当するものを除く。）

（1）口径20ミリメートル未満の滑腔銃又は口径12.7ミリメートル以下の銃砲（滑腔銃を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 小銃

イ カービン銃

ウ 回転式けん銃

エ けん銃

オ 短機関銃

カ 機関銃

キ 滑腔銃であつて、軍用に設計したもの、自動式のもの、半自動式のもの又はポンプアクション式のもの

ク 薬きょうのない弾薬を使用するもの（アからキまでに該当するものを除く。）

（2）（1）に掲げるものの附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 消音器

イ 特殊銃架

ウ 給送弾装置

エ 照準具（電子的画像処理機能を有しない光学式のもの（その倍率が4倍以下のものに限る。）であつて、軍用に設計されていないものを除く。）

オ 消炎器

（3）（1）又は（2）に掲げるもののために特に設計した部分品

（4）口径20ミリメートル以上の滑腔銃、口径12.7ミリメートルを超える銃砲（滑腔銃を除く。）若しくは投射装置又はこれらの附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 次のいずれかに該当するもの

（ア） 火砲

（イ） 加農砲

（ウ） りゅう弾砲

（エ） 迫撃砲

（オ） 対戦車火器

（カ） 飛しょう体投射装置

- (キ) 軍用火炎放射器
- (ク) 小銃
- (ケ) 無反動砲
- (コ) 滑腔銃
- (サ) (ア) から (コ) までに掲げるものための痕跡減少装置

イ 軍用に設計した煙幕、ガス及び照明弾の投射装置又は発生器（信号銃を除く。）

ウ 照準具

エ アに掲げるものための銃架

(5) (4) に掲げるもののために特に設計した部分品（(4) アに掲げるものの部分品にあつては、液体燃料の装填用に特に設計した噴射装置、計量装置、貯蔵容器その他の部分品を含む。）

(6) 次のいずれかに該当するもの

ア (1) 及び(4) アに掲げるものうち、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 昭和13年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃
- (イ) 明治23年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃の複製品

イ (1) に掲げるものうち、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 狩猟用又はスポーツ用の滑腔銃（軍用に設計したもの及び自動式のものを除く。）
- (イ) 明治23年より前に製造された回転式けん銃、けん銃若しくは機関銃又はこれらの複製品
- (ウ) 擬製弾用に特に設計した銃砲（2に掲げる銃砲弾を発射できないものに限る。）
- (エ) 薬きょうに入った弾薬であつて、中央雷管式でないものを使用するもの（自動式のものを除く。）

ウ (2) に掲げるものうち、(6) ア又はイに掲げるものの附属品

エ (3) に掲げるものうち、(6) アからウまでに掲げるものの部分品

オ (4) に掲げるものうち、手持ち式飛しょう体発射装置であつて、ロープ付き飛しょう体（高性能爆薬を装填しておらず、かつ、通信装置を有しないものに限る。）を500メートルを超えない範囲内において発射するために特に設計したもの若しくはその附属品

カ (5) に掲げるものうち、(6) ア又はオに掲げるものの部分品

2 銃砲弾若しくは信管測合装置であつて、次の(1)若しくは(2)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品（(3)に該当するものを含む。）

(1) 1又は16に掲げるものの銃砲弾（次のいずれかに該当するものを除く。）

- ア 空包及び薬室に穴の開いた擬製弾
- イ 実包であつて、次のいずれかの目的のために特に設計したもの
  - (ア) 信号用
  - (イ) 鳥類の威嚇用
  - (ウ) 油井におけるガスの点火用

(2) (1) に掲げる銃砲弾のために特に設計した信管測合装置

(3) 次のいずれかに該当するもの

ア 金属製品又はプラスチック製品（次に掲げるものを含む。）

（ア） 雷管用発火金

（イ） 薬きょう

（ウ） 薬きょう用リンク

（エ） 導環

（オ） 弾薬用の金属製部品（（ア）から（エ）までに該当するものを除く。）

イ 安全解除装置

ウ 信管

エ センサー

オ 点火装置

カ 炸薬用可燃性薬きょう

キ 子弹（小型爆弾、散布型地雷及び終末誘導弾を含む。）

3 軍用に設計した爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはその附属品であって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品

（1） 爆弾

（2） 魚雷

（3） 手りゅう弾

（4） 発煙爆弾

（5） ロケット弾

（6） 地雷

（7） ミサイル

（8） 爆雷

（9） 爆破薬

（10） 爆破装置

（11） 火工剤又はその点火装置

（12） 薬きょう

（13） 焼夷弾

（14） 火炎びん

（15） ロケット推進装置のノズル及び再突入機の先端部

（16） 発破器

（17） （1）から（15）までに掲げるものためのシミュレーター

4 3（（16）を除く。）に掲げるもの及び簡易爆発装置の操作、制御、起動、発射、敷設、除去、妨害若しくは探知のために特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属品又はこれらのために特に設計した部分品（1に該当するものを除く。）

（1） 軍用に設計した装置（可動式ガス液化装置であって1日当たり1,000キログラム以上の液化ガスを生産できるもの及び磁気機雷掃海用の浮揚性電らんを含み、金属探知のみのために設計した手持ち式装置であって、地雷と他の金属とを判別することのできないものを除く。）

（2） 簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置

- (3) (2)に掲げる装置と共に使用され、当該装置と同じ周波数の無線回線の維持が可能となるように設計した技術を用いた装置
- 5 対ミサイル航空機保護システム（民間航空機に搭載され、かつ、次の（1）から（6）までの全てに該当するものを除く。）又はそのために特に設計した部分品
- (1) 次のいずれかのミサイル警戒センサーを有するもの
- ア 受動式センサーであって、最大感度が100ナノメートルから400ナノメートルまでの間のもの
- イ 能動パルスドップラーセンサー
- (2) カウンターメジャーディスペンサーを有するもの
- (3) 地対空ミサイルの欺瞞のために可視光線及び赤外線による痕跡を放出するフレアを有するもの
- (4) 当該システムが設置された特定の民間航空機においてのみ機能するもの（民間の型式証明又は国際民間航空機関によって認められた同等の文書が発出されている場合に限る。）
- (5) ソフトウェアへの不正アクセスを防止する機能を有するもの
- (6) 当該民間航空機から取り外したときに機能を停止する仕組みを有するもの
- 6 軍用に設計した射撃統制装置若しくはその機能を妨げるための装置若しくはこれらの試験調整装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらのもののために特に設計した附属品若しくは部分品
- (1) 照準具（1（2）エ及び1（4）ウに該当するものを除く。）
- (2) 爆撃用コンピュータ
- (3) 銃架（1（2）イ及び1（4）エに該当するものを除く。）
- (4) 銃砲制御装置
- (5) 標的の捕捉、特定、測距、監視又は追跡を行うための装置
- (6) 探知、データ融合、認識又は識別を行うための装置
- (7) センサー統合装置
- (8) (1) から（7）までに掲げるものの機能を妨げるための装置（探知のためのものを含む。）
- (9) (1) から（8）までに掲げるもののために特に設計した試験調整装置
- 7 軍用車両又はその部分品であって、次の（1）又は（2）に該当するもの（（3）に該当するものを除く。）
- (1) 陸上車両（トレーラーを含む。）であって、軍用に設計若しくは改造（軍用に設計した1以上の部分品の構造的、電氣的又は機械的な変更を含むものとし、当該部分品には、アに掲げるものを含む。）したもの（イに掲げるものを含む。）又はその部分品
- ア 次のいずれかに該当するもの
- (ア) 防弾性能を有し、又は空気が抜けたときも走行することができるよう特に設計したタイヤのケーシング
- (イ) 車両中枢部を保護するための装甲
- (ウ) 兵器取付け用の特殊補強材又は銃架（1（2）イ、1（4）エ及び6（3）に該当

するものを除く。)

(エ) ブラックアウトライト

イ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 砲架又は地雷の敷設若しくは3に掲げるものの発射のための装置を有する戦車その他の軍用武装車両又は軍用車両

(イ) 装甲車両

(ウ) 水陸両用車両又は渡河用車両

(エ) 回収車

(オ) けん引車

(カ) 弾薬若しくは兵器システム又はこれらのものの積卸し用の装置を輸送するための車両

(2) オフロード走行が可能な全輪駆動車であって、アメリカ合衆国司法省国立司法研究所耐弾防護素材基準のレベル3又はこれと同等以上の強度の耐弾機能を有する物質により製造され又は覆われたもの

(3) 装甲又は耐弾性能を有する民間の車両又はトラックであって、現金又は貴重品を輸送するために設計又は改造したもの

8 催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）若しくはこれらの関連物質又は軍用の放射性製剤であって、次の（1）又は（2）に該当するもの（（3）に該当するものを除く。）

(1) 放射性製剤であって、戦時において使用することにより、人間若しくは動物に被害を及ぼし、装置の機能を妨げ、農作物に被害を及ぼし、又は環境を害する効果を増大するよう改良したもの

(2) 催涙剤若しくはくしゃみ剤、活性化された化学成分又はこれらの化合物（次に掲げるものを含み、食品の製造又は医療の用に供するものとして包装されたものを除く。）

ア ブロモベンジルシアンイド

イ クロロベンザルマロノニトリル

ウ クロロアセトフェノン

エ ジベンズー（b・f）—1・4—オキサゼピン

オ ジフェニルアミンクロロアルシン（アダムサイト）

カ N—ノナノイルモルホリン

(3) 別表第2の1（1）サに掲げるもの

9 催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）若しくはこれらの関連物質、軍用の化学製剤、軍用の細菌製剤若しくは軍用の放射性製剤の散布、探知若しくは識別のため若しくはこれらのものからの防護のために設計した装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（軍用に設計したものに限り、別表第3に掲げるものを除く。）

(1) 次のいずれかに該当するものの散布のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品

ア 別表第2の1（1）アからクまで（サに該当するものを除く。）若しくは（3）ウ、別表第3の1（1）又はこの表の8（（3）に該当するものを除く。）に掲げるもの

- イ 別表第2の1(4)アからオまでに掲げる前駆物質から生成した軍用の化学製剤
- (2) 別表第2の1(1)アからクまで(サに該当するものを除く。)若しくは(3)ウ、別表第3の1(1)若しくはこの表の8(3)に該当するものを除く。)に掲げるものの探知若しくは識別のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品(個人用照射線量計を除く。)
- (3) 別表第2の1(1)アからクまで(サに該当するものを除く。)若しくは(3)ウ、別表第3の1(1)若しくはこの表の8(3)に該当するものを除く。)に掲げるものからの防護のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品(放射性製剤、生物製剤又は化学製剤のろ過のために特に設計した換気装置及び防護服を含む。)
- 10 化学製剤、細菌製剤若しくは放射性製剤の浄化のために軍用に設計した装置若しくはその部分品又は当該浄化のために特に配合した化学物質の混合物であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) 別表第2の1(1)アからクまで(サに該当するものを除く。)若しくは(3)ウ、別表第3の1(1)若しくはこの表の8(1)(3)に該当するものを除く。)に掲げるものによって汚染された物体の浄化のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品
- (2) 化学物質の混合物であって、別表第2の1アからクまで(サに該当するものを除く。)若しくは(3)ウ、別表第3の1(1)又はこの表の8(1)(3)に該当するものを除く。)に掲げるものによって汚染された物体の浄化のために特に生成したもの
- 11 別表第2の1(1)アからクまで(サに該当するものを除く。)若しくは(3)ウに掲げる軍用の化学製剤の探知若しくは識別のために特に製造した生体高分子(次の(1)に掲げるものをいう。)若しくはその製造に用いる細胞株(民生用のもの(農業、製薬、医療、獣医療、環境保全若しくは廃棄物処理用のもの又は食品工業用のものを含む。))を除く。)又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒(次の(2)に掲げるものをいう。)若しくはその製造に必要な遺伝情報を含むベクター(遺伝物質を親細胞に組み込むための媒介体をいう。)、ウイルス若しくは細胞株(民生用のもの(農業、製薬、医療、獣医療、環境保全若しくは廃棄物処理用のもの又は食品工業用のものを含む。))を除く。)
- (1) 次のいずれかに該当するもの
- ア 酵素
- イ モノクロナール抗体
- ウ ポリクロナール抗体
- エ 抗イディオタイプ抗体
- オ レセプター
- (2) 別表第2の1(1)アからクまで(サに該当するものを除く。)若しくは(3)ウに掲げる軍用の化学製剤の浄化又は分解のために特に製造した酵素その他の生体化合物であって、人為的な選択又は遺伝子操作により得られたもの
- 12 火薬若しくは爆薬若しくはこれらの主成分、添加剤、安定剤若しくは前駆物質となる物質(別表第1及び別表第4に掲げるものを除く。)、軍用燃料又は粉末状の金属燃料(アルミニウムの粉を含み、別表第4に掲げるものを除く。)であって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの(5)に該当するものを除く。)

- (1) 火薬若しくは爆薬又はこれらの主成分、添加剤若しくは前駆物質となる物質であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 爆発物であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも1を含む混合物
- (ア) アミノジニトロベンゾフロキサソール(別名7-アミノ-4,6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド又はADNBF)
  - (イ) シス-ビス(5-ニトロテトラゾレート)テトラアミン-コバルト(Ⅲ)パークロレート(別名BNCP)
  - (ウ) ジアミノジニトロベンゾフロキサソール(別名5,7-ジアミノ-4,6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド又はCL-14)
  - (エ) 2-(5-シアノテトラゾレート)ペンタアミン-コバルト(Ⅲ)パークロレート(別名CP)
  - (オ) 1,1-ジアミノ-2,2-ジニトロエチレン(別名FOX7又はDADE)
  - (カ) ジアミノトリニトロベンゼン(別名DATB)
  - (キ) 1,4-ジニトロジフラザノピペラジン(別名DDFP)
  - (ク) 2,6-ジアミノ-3,5-ジニトロピラジン-1-オキシド(別名PZO又はDPO)
  - (ケ) 3,3'-ジアミノ-2,2',4,4',6,6'-ヘキサニトロビフェニル(別名ジピクラミド又はDIPAM)
  - (コ) ジニトログリコルリル(別名DINGU又はDNGU)
  - (サ) フラザンであって、次のいずれかに該当するもの
    - a ジアミノアゾキシフラザン(別名DAAOF)
    - b ジアミノアゾフラザン(別名DAAzF)
  - (シ) HMXの誘導体であって、次のいずれかに該当するもの
    - a ジフルオロアミン化したHMXの類似体
    - b 2,4,6,8-テトラニトロ-2,4,6,8-テトラアザビシクロ[3,3,0]-オクタノン-3(別名テトラニトロセミグリコウリル、ケト-ビシクリクHMX又はK-55)
  - (ス) ヘキサニトロアダマンタン(別名HNAD)
  - (セ) イミダゾールであって、次のいずれかに該当するもの
    - a オクタヒドロ-2,5-ビス(ニトロイミノ)イミダゾール[4,5-d]イミダゾール(別名BNNII)
    - b 2,4-ジニトロイミダゾール(別名DNI)
    - c 1-フルオロ-2,4-ジニトロイミダゾール(別名FDIA)
    - d N-(2-ニトロトリアゾロ)-2,4-ジニトロイミダゾール(別名NTDNI A)
    - e 1-ピクリル-2,4,5-トリニトロイミダゾール(別名PTIA)
  - (ソ) 1-(2-ニトロトリアゾロ)-2-ジニトロメチレンヒドラジン(別名NTNM)

- H)
- (タ) 3-ニトロ-1・2・4-トリアゾール-5-オン (別名ONTA又はNTO)
- (チ) ポリニトロキェバン類 (ニトロ基の数が5以上であるものに限る。)
- (ツ) 2・6-ビス (ピクリルアミノ) -3・5-ジニトロピリジン (別名PYX)
- (テ) 2・4・6-トリニトロ-2・4・6-トリアザシクロヘキサノン (別名K-6又はケト-RDX)
- (ト) 硝酸トリアミノグアニジン (別名TAGN)
- (ナ) 3・3・7・7-テトラビス (ジフルオロアミン) オクタヒドロ-1・5-ジニトロ-1・5-ジアゾシン (別名TEDDZ)
- (ニ) テトラゾールであって、次のいずれかに該当するもの
- a ニトロトリアゾールアミノテトラゾール (別名NTAT)
- b 1-N-(2-ニトロトリアゾロ)-4-ニトロテトラゾール (別名NTNT)
- (ヌ) テトリル (トリニトロフェニルメチルニトラミン)
- (ネ) 1・4・5・8-テトラニトロ-1・4・5・8-テトラアザデカリン (別名TNAD)
- (ノ) 1・3・3-トリニトロアゼチジン (別名TNAZ)
- (ハ) テトラニトログリコルリル (別名SORGUYL又はTNGU)
- (ヒ) 1・4・5・8-テトラニトロ-ピリダジノ [4・5-d] ピリダジン (別名TNP)
- (フ) トリアジンであって、次のいずれかに該当するもの
- a 2-オキシ-4・6-ジニトロアミノ-s-トリアジン (別名DNAM)
- b 2-ニトロイミノ-5-ニトロ-ヘキサヒドロ-1・3・5-トリアジン (別名NNHT)
- (ヘ) トリアゾールであって、次のいずれかに該当するもの
- a 5-アジド-2-ニトロトリアゾール
- b 4-アミノ-3・5-ジヒドラジノ-1・2・4-トリアゾールジニトラミド (別名ADHTDN)
- c 1-アミノ-3・5-ジニトロ-1・2・4-トリアゾール (別名ADNT)
- d [ビス-ジニトロトリアゾール] アミン (別名BDNTA)
- e 3・3'-ジニトロ-5・5-ビ-1・2・4-トリアゾール (別名DBT)
- f ジニトロビストリアゾール (別名DNBT)
- g 2-ニトロトリアゾール5-ジニトラミド (別名NTDNA)
- h 1-N-(2-ニトロトリアゾロ) 3・5-ジニトロトリアゾール (別名NTDNT)
- i 1-ピクリル-3・5-ジニトロトリアゾール (別名PDNT)
- j テトラニトロベンゾトリアゾロベンゾトリアゾール (別名TACOT)
- (ホ) 爆圧が34ギガパスカルを超え、又は最大濃度で爆速が毎秒8,700メートルを超えるもの ( (ア) から (ヘ) までに該当するものを除く。)
- (マ) 有機爆発物であって、25ギガパスカル以上の爆圧を有し、かつ、250度以上の温度

において5秒以上安定するもの（（ア）から（ホ）までに該当するものを除く。）

イ 推進薬であって、次のいずれかに該当するもの

（ア） 危険物輸送に関する国際連合勧告の等級1.1に該当する固体推進薬であって、標準的条件下における理論上の比推力が、金属を配合しないものについては250秒、アルミニウムを配合したものについては270秒を超えるもの

（イ） 危険物輸送に関する国際連合勧告の等級1.3に該当する固体推進薬であって、標準的条件下における理論上の比推力が、ハロゲンを配合しないものについては230秒、金属を配合しないものについては250秒、金属を配合したものについては266秒を超えるもの

（ウ） 1キログラムにつき1,200キロジュールを超える一定の推力を得られるもの

（エ） 圧力が6.89メガパスカル及び温度が21度の標準状態において、毎秒38ミリメートルを超える定常状態の燃焼速度を維持できるもの

（オ） エラストマー変性キャストダブルベース（別名EMCDB）推進薬であって、零下40度での最大応力における伸び率が5パーセントを超えるもの

（カ） 別表第1の44（7）アからエまで、別表第4の11（35）又はこの表の12（1）アに掲げるものを含む推進薬（（ア）から（オ）までに該当するものを除く。）

（キ） 軍用に設計した推進薬（この表において他に該当するものを除く。）

ウ 火工剤であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも1を含む混合物

（ア） アラン（水酸化アルミニウム）

（イ） チタニウムサブヒドリドであって、化学量論比が0.65以上1.68以下のもの

エ 酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも1を含む混合物

（ア） 1・3—ジニトロ—1・3—ジアゼチジン（別名DNAD）

（イ） 水酸化アンモニウムナイトレート（別名HAN）

（ウ） 水酸化アンモニウムパークロレート（別名HAP）

オ バインダー、可塑剤、モノマー又はポリマーであって、次のいずれかに該当するもの

（ア） アジドメチルメチルオキシタン（別名AMMO）又はそのポリマー

（イ） ビスアジドメチルオキシタン（別名BAMO）又はそのポリマー

（ウ） ビス（2・2—ジニトロプロピル）アセタール（別名BDNPA）

（エ） ビス（2・2—ジニトロプロピル）フォルマール（別名BDNPF）

（オ） ブタントリオールトリナイトレート（別名BT TN）

（カ） ニトロ基、アジド基、ニトレート基、ニトラザ基又はジフルオロアミノ基を有する高エネルギーモノマー、可塑剤又はポリマー（軍用に生成されたものに限る。）

（キ） 3—ジフルオロアミノメチル—3—アジドメチルオキシタン（別名FAMAO）又はそのポリマー

（ク） ビス—（2—フルオロ—2・2—ジニトロエチル）フォルマール（別名FEFO）

（ケ） ポリ—2・2・3・3・4・4—ヘキサフルオロペンタン—1・5—ジオールフォルマール（別名FPF—1）

- (コ) ポリ—2・4・4・5・5・6・6—ヘプタフルオロ—2—トリフルオロメチル—3—オキサヘプタン—1・7—ジオールフォルマル (別名FPF—3)
  - (サ) グリシジルアジドのポリマー (別名GAP) 又はその誘導体
  - (シ) アルコール官能基を有し、かつ、分子量が10,000未満であるポリエピクロロヒドリンであって、次のいずれかに該当するもの
    - a ポリエピクロロヒドリンジオール
    - b ポリエピクロロヒドリントリオール
  - (ス) ニトラトエチルニトラミン混合物 (別名NENAs)
  - (セ) ポリ—GLYN (別名ポリグリシジルニトレート、ニトラトメチルオキシランのポリマー又はPGN)
  - (ソ) ポリニトラトメチルメチルオキセタン (別名ポリ—NIMMO) 又は3—ニトラトメチル—3—メチルオキセタンのポリマー (別名ポリ—NMMO)
  - (タ) ポリニトロオルトカーボネート
  - (チ) 1・2・3—トリス [1・2—ビス (ジフルオロアミノ) エトキシ] プロパン (別名トリスピノキシプロパンの添加物又はTVOPA)
  - (ツ) コンポジット推進薬に使用することができるもの (アジピン酸ジオクチル及びアゼライン酸ジオクチルを含む。)
- カ 添加剤であって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 塩基性サリチル酸銅
  - (イ) ビス— (2—ヒドロキシエチル) グリコルアミド (別名BHEGA)
  - (ウ) ブタジエンニトリルオキシド (別名BNO)
  - (エ) ベーターレゾルシン酸鉛
  - (オ) クエン酸鉛
  - (カ) ベーターレゾルシン酸鉛又はサリチル酸鉛の鉛—銅のキレート
  - (キ) マレイン酸鉛
  - (ク) サリチル酸鉛
  - (ケ) すず酸鉛
  - (コ) ビス (2—メチルアジリジニル) メチルアミノホスフィンオキシド (別名メチルB APO)
  - (サ) 3—ニトラザ—1・5—ペンタンジイソシアネート
  - (シ) 有機金属のカップリング剤であって、次のいずれかに該当するもの
    - a ネオペンチル [ジアリル] オキシ・トリ [ジオクチル] ホスフェート—チタネート (チタニウムIV・2・2 [ビス—2—プロペノレート—メチル、ブタノレート、トリス (ジオクチル) ホスフェート] 又はLICA12)
    - b チタニウムIV・ [ (2—プロペノレート—1) メチル・n—プロパノレートメチル] ブタノレート—1・トリス [ジオクチル] プロホスフェート又はKR3538
    - c チタニウムIV・ [ (2—プロペノレート—1) メチル・n—プロパノレートメチル] ブタノレート—1・トリス (ジオクチル) ホスフェート

- (ス) ポリシアノジフルオロアミノエチレンオキシド
  - (セ) プロピレンイミン (2-メチルアジリジン)
  - (ソ) 超微粉酸化第二鉄であって、表面積が1グラム当たり250平方メートルを超え、かつ、粒子の径の平均が3ナノメートル以下のもの
  - (タ) テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリル (別名TEPAN)
  - (チ) シアノエチル化ポリアミン (別表第4の11 (19) に該当するものを除く。) 又はその塩
  - (ツ) テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリルグリシドール (別名TEPANOL)
  - (テ) グリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミン又はその塩 (別表第4の11 (18) に該当するものを除く。)
  - (ト) ビス (2-メチルアジリジニル) 2- (2-ヒドロキシプロパノキシ) プロピルアミノホスフィンオキシド (別名BOBBA8) 及びその他のMAPO誘導体
- キ 前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) ビスクロロメチルオキセタン (別名BCMO)
  - (イ) ジニトロアゼチジンターシャリーブチル塩
  - (ウ) ヘキサベンジルヘキサアザイソウルツタン (別名HB IW)
  - (エ) テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルツラン (別名TA IW)
  - (オ) 1・3・5・7-テトラアセチル-1・3・5・7-テトラアザシクロオクタン (別名TAT)
  - (カ) 1・4・5・8-テトラアザデカリン
  - (キ) 1・3・5-トリクロロベンゼン
  - (ク) 1・2・4-ブタントリオール
- (2) 軍用燃料であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも1を含む混合物
- ア 航空機用燃料 (最終製品に限る。)
  - イ 火炎放射器又は焼夷弾用の炭化水素燃料の増粘剤を含む物質 (金属ステアリン酸塩、パルミチン酸金属 (オクタールを含む。)) 並びにM1、M2及びM3の増粘剤を含む。)
- (3) 火薬又は爆薬の安定剤となる物質のうち、N-メチル-p-ニトロアニリン
- (4) 粉末状の金属燃料であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 粒子の径が3マイクロメートル以下の鉄 (水素で酸化鉄を還元する方法を用いて製造したものに限る。) の粉であって、鉄の純度が99パーセント以上のものからなるもの (アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによりカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。) 又はそれを含む混合物
  - イ 粒子が球形で、かつ、その径が60マイクロメートル以下のアルミニウムの粉であって、アルミニウムの純度が99パーセント以上のものからなるもの又はそれを含む混合物
- (5) 次のいずれかに該当するもの ( (1) ア又は (4) に掲げる物質を含む混合物を除く。)
- ア アンモニウムピクレート
  - イ 黒色火薬

ウ ヘキサニトロジフェニルアミン

エ ジフルオロアミン

オ 硝化でんぷん

カ 硝酸カリウム

キ テトラニトロナフタレン

ク トリニトロアニソール

ケ トリニトロナフタレン

コ トリニトロキシレン

サ N-ピロリジノン

シ 1-メチル-2-ピロリジノン

ス ジオクチルマレート

セ エチルヘキシルアクリレート

ソ 次のいずれかに該当するもの

(ア) トリエチルアルミニウム (別名TEA)

(イ) トリメチルアルミニウム (別名TMA)

(ウ) 発火合金であって、アルキル及びアリルの結合したリチウム、ナトリウム、マグネシウム、亜鉛又はほう素

タ ニトロセルロース

チ ニトログリセリン (グリセロールトリニトレート、トリニトログリセリン)

ツ 2・4・6-トリニトロトルエン (別名TNT)

テ エチレンジアミンジニトレート (別名EDDN)

ト ペンタエリスリトールテトラニトレート (別名PETN)

ナ アジ化鉛、ノーマル若しくは塩基性のスチフニン酸鉛又は起爆剤若しくは起爆用配合剤であって、アジ化物若しくはアジ化物錯体を含むもの

ニ トリエチレングリコールジニトレート (別名TEGDN)

ヌ 2・4・6-トリニトロレゾルシノール (スチフニン酸)

ネ ジエチルジフェニル尿素

ノ ジメチルジフェニル尿素

ハ メチルエチルジフェニル尿素 (セントラリット)

ヒ N・N-ジフェニル尿素 (非対称ジフェニル尿素)

フ メチル-N・N-ジフェニル尿素 (メチル非対称ジフェニル尿素)

ヘ エチル-N・N-ジフェニル尿素 (エチル非対称ジフェニル尿素)

ホ 2-ニトロジフェニルアミン (別名2-NDPA)

マ 4-ニトロジフェニルアミン (別名4-NDPA)

ミ 2・2-ジニトロプロパノール

ム ニトログアニジン

13 船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 船舶又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 軍用に設計した船舶（潜水艦を含み、修理中であるかないか若しくは運用中であるかないか又は兵器を発射する装置があるかないか若しくは装甲があるかないかを問わない。）又はその部分品であって、軍用に設計したもの
  - イ アに掲げる船舶の船体若しくはその部品又はこれらの部分品であって、軍用に設計したものの
  - ウ 船舶（潜水艦を除く。）であって、次のいずれかに該当するものを取り付け又は組み込んだもの（アに該当するものを除く。）
    - (ア) 次のいずれかに該当するもの
      - a 1 (1) に掲げる自動式の銃砲であって、口径12.7ミリメートル以上のもの（(6) に該当するものを除く。）
      - b 1 (4) に掲げるもの（(6) に該当するものを除く。）
      - c 3 に掲げるもの（(16) に掲げるもの及びそのためのシミュレーターを除く。）
      - d 4 に掲げるもの
      - e 16 に掲げるもの
      - f 21 に掲げるもの（(6) 夕に該当するものを除く。）
    - (イ) (ア) に掲げるものの銃架若しくは砲架又は(ア) に掲げるものを設置するための補強構造
    - (ウ) 6 に掲げる射撃統制装置
    - (エ) 化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器からの防護機能（大気圧より高い室内気圧を維持する機能、独立した換気装置、化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器用フィルターを有する換気口又は気密室を組み込んだ出入口を含む。）を有する居室を有し、かつ、水を用いて船舶の上部構造及び甲板を同時に洗浄することができる装置であって、浄化のために設計したものを有するもの
    - (オ) 銃砲の機能を妨げるための能動式の装置であって、4、6 (8) 又は32 に掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの
      - a 化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器からの防護機能（大気圧より高い室内気圧を維持する機能、独立した換気装置、化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器用フィルターを有する換気口又は気密室を組み込んだ出入口を含む。）を有する居室
      - b ステルス技術を用いて設計した船体及び船舶の上部構造
      - c 熱痕跡減少装置（動力装置の効率を高め、又は環境への影響を低減するために特に設計したものを除く。）
      - d 船体の磁気痕跡減少装置
  - エ 軍用に設計したフェリー（ア及びウに該当するものを除く。）
- (2) 軍用に設計したエンジン若しくは推進装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
- ア 潜水艦用に特に設計したディーゼルエンジンであって、次のいずれにも該当するもの
    - (ア) 出力が1.12メガワット（1,522.8馬力）以上のもの

- (イ) 回転速度が毎分700回転以上のもの
- イ 潜水艦用に特に設計した電動機であって、次のいずれにも該当するもの
  - (ア) 出力が0.75メガワット（1,019.7馬力）を超えるもの
  - (イ) 急速逆回転が可能なもの
  - (ウ) 液冷式のもの
  - (エ) 密閉式のもの
- ウ 非磁性ディーゼルエンジンであって、次のいずれにも該当するもの
  - (ア) 出力が37.3キロワット（50.7馬力）以上のもの
  - (イ) 非磁性材料の重量が全重量の75パーセントを超えるもの
- エ 潜水艦用に特に設計した非大気依存型推進装置（原子力によるものを除く。）
- (3) 水中探知装置若しくはその制御装置又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
- (4) 軍用に設計した防潜網又は魚雷防御網
- (5) 軍用に設計した船体貫通装置若しくはコネクタであって、船舶外部の装置との相互作用を可能にするもの（単心、多心、共軸若しくは導波管式の船舶用コネクタ又は船体貫通装置であって、水深100メートルを超える海中において外部からの海水の流入を許さずに所定の性能を維持できるもの並びに深さのいかんを問わずレーザービームの伝送ができるよう設計した光ファイバーのコネクタ及び光学式船体貫通装置を含み、通常の推進軸及び水力学的制御用の駆動軸であって、船体を貫通するものを除く。）又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
- (6) サイレント軸受であって、次のいずれかを有するもの若しくはその部分品又はこれらの軸受を含む装置（軍用に設計したものに限る。）
  - ア ガス又は磁気のススペンション
  - イ 能動式の痕跡制御装置
  - ウ 振動抑制装置
- 14 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 戦闘用有翼航空機又はそのために特に設計した部分品
  - (2) 軍用に設計若しくは改造した有翼航空機（偵察、強襲、訓練、部隊若しくは軍用装備の輸送若しくは投下又は兵站用に設計したものを含み、軍用に構成しておらず、軍用に設計した装置又は取付品を取り付けておらず、かつ、1以上のワッセナー・アレンジメント参加国の航空当局によって民生用と認定されたもの並びに（1）に該当するものを除く。）若しくは軽飛行機又はそのために特に設計した部分品（軍用に改造した有翼航空機又は軽飛行機の部分品にあつては、当該改造に必要なものに限る。）
  - (3) 無人航空機若しくはその関連装置であって、次のいずれかに該当するもの（軍用に設計し又は改造したものに限る。）又はそのために特に設計した部分品
    - ア 無人航空機（遠隔操縦により人が制御できる機能を有するもの、自律的な飛行制御能力及び航行能力を有するもの並びに軽飛行機を含む。）
    - イ アに掲げるものの発射機又は地上支援装置
    - ウ ア又はイに掲げるものの誘導装置又は制御装置

(4) 軍用に設計若しくは改造した航空機用エンジン又はそのために特に設計した部分品（1以上のワッセナー・アレンジメント参加国の航空当局によって民生用と認定された航空機用エンジン及びそのために特に設計した部分品並びにレシプロエンジン及びそのために特に設計した部分品（無人航空機用に特に設計したものを除く。）を除くものとし、軍用に改造した航空機用エンジンの部分品にあつては、当該改造に必要なものに限る。）

(5) (1) 及び (2) に掲げる有翼航空機に使用するために特に設計した装置（空中給油装置を含む。）若しくは (4) に掲げる航空機用エンジンに使用するために特に設計した装置又はそのために特に設計した部分品

(6) 加圧給油装置、閉鎖された区域での活動を容易にするよう特に設計した装置又は地上装置であつて、(1) 及び (2) に掲げる有翼航空機又は (4) に掲げる航空機用エンジンのために特に開発したもの

(7) 次のいずれかに該当するもの

ア 軍用の救難ヘルメット若しくは防護マスク又はそのために特に設計した部分品

イ 与圧呼吸機器及び部分的与圧服（有翼航空機内で使用するものに限る。）

ウ 耐重力スーツ

エ 液体酸素変換装置（有翼航空機用又はミサイル用のものに限る。）

オ 有翼航空機からの緊急脱出用の射出装置又はカートリッジ作動装置

(8) パラシュート（この表において他に該当するものを除く。）、パラグライダー若しくは高い高度から降下する者のために特に設計した装置（服、ヘルメット、呼吸装置及び航法装置を含む。）又はそのために特に設計した部分品

(9) 制御されたオープニングジャンプ（高度のいかなるを問わない。）のための装置であつて、軍用に設計若しくは改造したもの（酸素発生装置を含む。）又は投下した搭載物の自動操縦装置

15 衛星航法システム妨害装置又はそのために特に設計した部分品

16 高速運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体（電磁波、電熱、プラズマ、ライトガス又は化学反応（電磁波、電熱、プラズマ又はライトガスと組み合わせて使用する場合には限る。）により推進するものに限る。）であつて、標的を破壊し若しくはその機能を失わせるよう特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品（次に掲げるもの（運動エネルギー兵器用に特に設計した場合に限る。）を含む。）

(1) 発射推進装置であつて、単射又は速射モードで、重量が0.1グラムを超えるものを毎秒1.6キロメートルを超える速度に加速できるもの

(2) 次のいずれかに該当するもの

ア 一次動力発生装置

イ 電気装甲

ウ エネルギー貯蓄装置

エ 熱制御器、調節器、切替機又は燃料調節装置

オ 動力供給部、銃その他の砲塔の電気駆動機能の間の電氣的インターフェース

(3) 標的の捕捉、追跡、発射制御又は被害評価のための装置

- (4) 発射体の自動追尾、誘導及び方向転換のための装置
- 17 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) 装甲板であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 軍用の規格又は仕様に従って製造されたもの
    - イ 軍用に適したもの
  - (2) 金属材料、非金属材料若しくはこれらの組合せによる構造物であって、軍用装置の防弾のために特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品（爆発反応装甲として使用し、又は軍用シェルターを製造するために特に設計したものを含む。）
  - (3) ヘルメットであって、軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従って製造したもの（通常のスチール製ヘルメットであって、附属品を取り付けておらず、かつ、取り付けることができないもの、14（7）ア及び同（8）に掲げるもの並びに個人護身用のものを除くものとし、爆弾処理要員のために特に設計したヘルメットにあつては、軍用に設計したものに限る。）又はそのために特に設計した部分品（ヘルメットの外殻、ストラップ及び保護パッドを含む。）
  - (4) 防弾衣（個人護身用として携行しているもの、非軍事用の爆発装置から保護するために用いられるもの又は刀、剣若しくは鈍器から身体を保護するためにのみ用いられるものを除く。）若しくは軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従って製造した防護服（個人護身用のものを除く。）又はそのために特に設計した部分品
- 18 軍事訓練若しくは軍事作戦シミュレーションのために設計した装置（次の（1）から（15）に掲げるものを含む。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であつて、軍用に設計したものを含む。）
- (1) 軍用の攻撃訓練装置
  - (2) 航空用操縦訓練装置（計器飛行訓練装置を含む。）
  - (3) レーダー標的訓練装置
  - (4) レーダー標的発生装置
  - (5) 射撃訓練装置
  - (6) 対潜戦闘訓練装置
  - (7) 航空用地上訓練装置（航空機の操縦士及び宇宙飛行士の訓練用遠心機を含む。）
  - (8) レーダー訓練装置
  - (9) 航法訓練装置
  - (10) ミサイル発射訓練装置
  - (11) 標的装置
  - (12) 有翼無線操縦航空機
  - (13) 訓練用有翼無人航空機
  - (14) 携帯式訓練装置
  - (15) 地上軍事作戦用の訓練装置
- 19 銃砲等であつて、1（1）若しくは（4）に掲げるものの使用の訓練のために特に設計したシ

ミュレーター（狩猟用又はスポーツ用の銃砲の訓練のために特に設計したものを除く。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（18に掲げるものを除き、シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であって、軍用に設計したものを含む。）

20 画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であって、次の（1）から（9）までのいずれかに該当するもの（第一世代のイメージ増強管及び第一世代のイメージ増強管を組み込むよう設計したものを除き、（10）に該当するもの以外のものについては、軍用に設計したものに限り。）又はこれらの附属品若しくはこれらのために特に設計した部分品（別表第1及び別表第4に掲げるものを除き、（10）に該当するものを含む。）

- （1） 録画用装置（別表第1の49に該当するものを除く。）
- （2） 画像処理装置
- （3） カメラ又は写真用機材
- （4） 写真フィルム処理装置
- （5） イメージ増強装置
- （6） 赤外線暗視装置
- （7） イメージングレーダーセンサー装置
- （8） （1）から（7）までに掲げるものの機能を妨げる装置及び当該装置の機能を妨げる装置
- （9） 次のいずれかに該当するものを組み込んだもの
  - ア （10）イに該当するイメージ増強管
  - イ 43（2）に該当するフォーカルプレーンアレー
  - ウ 43（1）に該当する固体の光検出器
- （10） 次のいずれかに該当するもの（イに該当するもの以外のものについては、軍用に設計したものに限り。）
  - ア 赤外線画像変換管
  - イ イメージ増強管であって、次のいずれかに該当するもの
    - （ア） 次の a から c までの全てに該当するもの
      - a 400ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
      - b 電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの
        - （a） マイクロチャンネルプレートであって、隣接する2のチャンネルの中心間の距離が12マイクロメートル以下のもの
        - （b） 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する2の画素の中心間の距離が500マイクロメートル以下のもの
      - c 次のいずれかに該当する光電陰極を有するもの
        - （a） 主材料にマルチアルカリを用いたものであって、ルーメン感度が700マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの
        - （b） 主材料に<sup>ひ</sup>砒化ガリウム又は<sup>ひ</sup>砒化インジウムガリウムを用いたもの

(c) 主材料にⅢ—Ⅴ族化合物半導体（砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを除く。）を用いたものであって、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの

(イ) 次の a から c までの全てに該当するもの

a 1,050ナノメートル超1,800ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

b 電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの

(a) マイクロチャンネルプレートであって、隣接する2のチャンネルの中心間の距離が12マイクロメートル以下のもの

(b) 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する2の画素の中心間の距離が500マイクロメートル以下のもの

c 主材料にⅢ—Ⅴ族化合物半導体（砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを含む。）を用いた光電陰極又は遷移電子光電陰極であって、最大放射感度が15ミリアンペア毎ワットを超えるものを有するもの

ウ マイクロチャンネルプレート

エ 低光レベルテレビカメラ管

オ 線検知アレー（電子連結装置及び読取装置を含む。）

カ 熱電気テレビカメラ管

キ 画像装置用冷却装置

ク 100マイクロ秒未満のシャッター速度を有する電気制動シャッターであって、フォトリック作用又は電子光学効果を利用したもの（高速カメラの不可欠な一部であるものを除く。）

ケ 光ファイバー画像変換装置

コ 合成半導体光陰極

21 指向性エネルギー兵器若しくはその探知若しくは識別のための装置若しくは当該兵器からの防護のための装置であって、次の（1）から（5）までのいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（（6）に該当するものを含む。）

（1） レーザー発振器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させるよう特に設計したものの（持続波又はパルス出力によるものであって、通常の銃砲弾と同様に標的を破壊するものを含む。）

（2） 粒子線発生器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（粒子加速器であって、標的を破壊することのできる帯電又は中性の粒子線を照射するものを含む。）

（3） 高出力無線周波数ビーム照射器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（高パルス出力又は高平均出力の無線周波数ビーム中継器であって、遠方の標的の電子回路を無力化するのに十分強力な電磁場を発生するものを含む。）

（4） （1）から（3）までに掲げるものの探知若しくは識別又はこれらのものからの防護のために特に設計した装置

- (5) 持続波レーザー発振器又はパルスレーザー発振器であって、防護されていない一眼又は両眼を失明させるように特に設計したもの
- (6) 次のいずれかに該当するもの（指向性エネルギー兵器用に特に設計したものに限る。）
- ア 一次動力発生器
  - イ エネルギー備蓄装置
  - ウ 切換器
  - エ 動力調節器
  - オ 燃料制御装置
  - カ 標的を捕捉し、又は追尾するための装置
  - キ 標的の破壊又は機能喪失の程度を評価するための装置
  - ク レーザーの制御、伝播及び照準のための装置
  - ケ レーザーの方向を高速で転換するための装置であって、多くの標的を迅速に破壊し、又はその機能を喪失させることができるもの
  - コ 波面補償及び位相共役のための素子
  - サ 負の水素イオンビーム用の電流注入器
  - シ 加速器の部分品であって、人工衛星又は高度100キロメートル以上の上空を飛行中の飛行体内で使用できるもの
  - ス 負のイオンビーム注入装置
  - セ 高エネルギーのイオンビームを制御し、又は方向転換するための装置
  - ソ 負の水素同位体ビームを中和するためのフォイルであって、人工衛星又は高度100キロメートル以上の上空を飛行中の飛行体内で使用できるもの
  - タ 軍用に設計した対レーザー防護の装置（目又はセンサーを保護するものを含む。）
- 22 鍛造品、鋳造品その他の半製品であって、1から5まで、7、13（（1）エを除く。）、14、16若しくは21（（6）タを除く。）に掲げるもののために特に設計し、又は16に掲げる運動エネルギー兵器若しくはその発射体若しくは21（（6）タを除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置のために特に設計したもの（その用途が組成、形状又は機能によって判別できるものに限る。）
- 23 極低温冷却装置若しくは超電導電気機器であって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品
- (1) 軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した装置であって、運行中に操作が可能であり、かつ、零下170度未満の温度を生み出し又は維持することのできるもの（携帯装置であって、非金属若しくは非電導性の物質（プラスチック及びエポキシ樹脂を含む。）により製造された附属品若しくは部分品を取り付けた、又は使用するものを含む。）
  - (2) 軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した超電導電気機器であって、運行中に操作が可能であるもの（直流混成型単極発電機であって、超電導巻線（当該超電導巻線が当該発電機の唯一の超電導部品である場合に限る。）によって作られる磁場で回転する単極通常金属製の電機子を有するものを除く。）
- 24 次のいずれかに該当するもの又はこれらのもののために特に設計した部分品（別表第1に掲げ

るものを除く。)

- (1) 軍用の閉鎖回路式又は半閉鎖回路式自給式潜水用具であって、非磁性になるよう特に設計したもの
- (2) 開放回路式自給式潜水用具を軍用に変換するために特に設計した部分品
- (3) 自給式潜水用具とともに使用する軍用品

25 軍用に設計した土木機械（戦闘区域で用いるために特に設計した施設部隊用装置を含む。）又はその部分品（別表第1に掲げるものを除く。)

26 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。以下この号において同じ。）若しくはロボット用の制御装置若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（別表第1に掲げるもの及びロボット用のエンドエフェクターであるものを除く。)

- (1) 軍用に設計したもの
- (2) 引火点が566度を超える圧力油を使用することができるように設計したもの
- (3) 電磁パルスによる影響を防止するように設計したもの
- (4) 水中用のロボットであって、次のいずれかに該当するもの

ア 外部物体に加えた力若しくはトルク、外部物体までの距離又は触覚を測定するセンサーからの情報を用いて制御するもの

イ 構造材にチタン合金又は繊維強化複合材料を用いたものであって、250ニュートン以上の力又は250ニュートンメートル以上のトルクで作業することができるもの

27 軍用に設計した移動式修理設備、野外発電機若しくはコンテナ又はこれらの部分品（別表第1に掲げるものを除く。)

28 軍用に設計した橋若しくは浮橋又はこれらの部分品（別表第1に掲げるものを除く。)

29 軍用に設計した燃料電池又はその部分品（別表第1に掲げるもの及びこの表において他に該当するものを除く。)

30 3（(16)を除く。）、4、5、7、13（(1)エを除く。）若しくは14に掲げるものの開発のために特に設計し、若しくは16に掲げる運動エネルギー兵器及びその発射体並びに21（(6)タを除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置（31及び32に掲げる環境試験装置を除く。）又はそのために特に設計した部分品（別表第2から第4までに掲げるものを除く。)

31 別表第1の2（軍用に設計し、若しくは改造（非軍用物資を運用のものとするような構造的、電氣的又は機械的な変更をいう。）したもの又は軍用に設計したシミュレーターに限る。）若しくは50（1）から（4）まで、別表第2の1（1）若しくは（4）ア、エ）若しくはオ、別表第3の1（1）若しくはこの表の1から30までに掲げるものを製造するために特に設計した装置（環境試験装置を含む。）又はそのために特に設計した部分品（次に掲げるものを含む。)

- (1) 連続式硝化機
- (2) 遠心力試験機であって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 1以上の電動機で駆動するものであって、定格出力が298キロワット（405.2馬力）を超えるもの
  - イ 113キログラム以上の搭載物を搭載できるもの

ウ 91キログラム以上の搭載物に重力加速度の8倍以上の遠心加速度を与えることができるもの

- (3) 脱水圧縮機
- (4) 回転成形機であって、軍用の爆発物の押出成型用に特に設計したもの
- (5) 押出成型した推進薬の切削装置
- (6) バレル研磨機であって、その内径が1.85メートル以上であり、かつ、227キログラム以上の被研磨材容量を有するもの
- (7) 固体推進薬用の連続式混合機
- (8) 流動エネルギー研磨機であって、軍用の爆発物の原料を研磨又は圧延するためのもの
- (9) 12(4)イに掲げるものを真球にし、かつ、その径を均一にする装置
- (10) 別表第4の11(9)に掲げるものの変換に用いる対流電流変圧機

32 軍用に設計した電子機器(別表第1から第4及びこの表において他に掲げるものを除き、次のいずれかに該当するものを含む。)若しくはそのために特に設計した部分品又はこれらのものを製造するために特に設計した装置(環境試験装置を含む。)若しくはそのために特に設計した部分品

- (1) 信号の受信を妨害する装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置
- (2) 周波数アジャイル管
- (3) 電磁波の帯域を警戒若しくは監視するために設計された装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置
- (4) 音波を利用した水中探知装置による受信を妨害するための装置
- (5) 暗号を用いてデータ、データ処理又は伝送通信回線を防護する装置
- (6) 識別、認証若しくはキーの読み込みのための装置又はキーの管理、製造若しくは割当てのための装置
- (7) 誘導装置又は航法装置
- (8) デジタル式対流圏散乱通信装置
- (9) 通信傍受用に特に設計したデジタル式検波器
- (10) 自動化された指揮管制装置

33 放電加工機用人造黒鉛(別表第1及び別表第4に掲げるものを除く。)

34 パラアラミド繊維又はパラアラミド繊維を用いたフィラメント若しくはテープ状のもの(別表第1に掲げるものを除く。)

35 数値制御を行うことができる工作機械又は数値制御装置として機能することを可能にするプログラム若しくはそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体であって、次のいずれかに該当するもの(別表第1及び別表第4に掲げるものを除く。)

- (1) 旋削をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が2以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの
  - ア 移動量が1メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0009ミリメートル以下のもの

- イ 移動量が1メートル以上の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0011ミリメートル以下のもの
- (2) フライス削りをすることができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 輪郭制御をすることができる直線軸の数が3であり、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が1のものであって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 移動量が1メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0009ミリメートル以下のもの
    - (イ) 移動量が1メートル以上の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0011ミリメートル以下のもの
  - イ 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のものであって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 移動量が1メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0009ミリメートル以下のもの
    - (イ) 移動量が1メートル以上4メートル未満の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.0014ミリメートル以下のもの
    - (ウ) 移動量が4メートル以上の直線軸のうち、いずれか1軸以上の一方向位置決め繰返し性が0.006ミリメートル以下のもの
- ウ ジグ中ぐり盤であって、いずれか1軸以上の直線軸の一方向位置決め繰返し性が0.0011ミリメートル以下のもの
- (3) 放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの
- (4) 電子制御装置を取り付けることができる工作機械であって、深穴ボール盤又は旋削をすることができるもの（深穴あけをすることができるものに限る。）であり、深さが5,000ミリメートルを超える穴をあけることができるもの
- (5) 数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって、輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体
- 36 ロックウェル硬さが40以上である歯車を仕上げ加工するよう設計した工作機械であって、ピッチ円直径が1,250ミリメートルを超え、かつ、歯幅がピッチ円直径の15パーセント以上の平歯車、はすば歯車若しくはやまば歯車のうち国際規格ISO1328（円筒歯車—ISO方式による精度）で定める精度が3級以上のものを仕上げ加工することができるもの又はその部分品、付属品、若しくは制御装置（別表第1に掲げるもの及びこの表の35に該当するものを除く。）
- 37 原子周波数標準器であって、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 宇宙用に設計したもの
  - (2) ルビジウムを用いていないものであって、30日間連続して発振したときの安定度が1,000億分の1未満のもの
  - (3) 宇宙用に設計していないものであって、次のアからウまでの全てに該当するもの
    - ア ルビジウムを用いたもの
    - イ 30日間連続して発振したときの安定度が1,000億分の1未満のもの

ウ 消費電力が1ワット未満のもの

- 38 放射線による影響を防止するように設計した電子計算機若しくはその附属装置（民間航空機のために設計したものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
- (1) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したもの
  - (2) 吸収線量がシリコン換算で1秒間に5,000,000グレイを超える放射線照射により障害を発生しないように設計したもの
  - (3) 単事象障害によるエラー率が1日当たり1億分の1毎ビット未満となるように設計したもの
- 39 無線送信機又は無線受信機若しくはその附属品若しくは部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの（出力が1.0ワット以下のものを除く。）
    - ア 使用者によって拡散符号の書換えができるもの
    - イ 送信帯域幅が情報チャンネルの帯域幅の100倍以上であり、かつ、50キロヘルツを超えるもの（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したもの又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するように設計したものを除く。）
  - (2) チャンネルの数が1,000を超えるデジタル制御方式の無線受信機（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したものを除く。）であって、次のアからウまでの全てに該当するもの
    - ア チャンネル切換え所要時間が1ミリ秒未満のもの
    - イ 電磁波スペクトラムを自動的に走査することができるもの
    - ウ 受信信号又は送信波の種類を特定することができるもの
- 40 39に該当するものの設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置（光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。）又はこれらの部分品若しくは附属品
- 41 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（4及び32に該当するものを除く。）
- (1) 無線通信により送信される音声又はデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置
  - (2) 無線通信により送信される移動体通信機器又は加入者を特定するために必要な識別情報、制御信号、他のメタデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置
- 42 音波を利用した水中探知装置若しくはその部分品又はプログラム若しくはそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体であって、次のいずれかに該当するもの（13（（4）を除く。）に該当するものを除く。）
- (1) 水中探知装置であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 送信周波数が5キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が5キロヘルツ以上10キロヘルツ未満であって、音圧レベルが224デシベルを超えるもの

- イ 動作周波数が10キロヘルツ以上24キロヘルツ以下であって、音圧レベルが224デシベルを超えるもの
- ウ 動作周波数が24キロヘルツ超30キロヘルツ未満であって、音圧レベルが235デシベルを超えるもの
- エ 動作周波数が100キロヘルツ未満であって、ビーム幅が1度未満の音響ビームを成形することができるもの
- オ 計測距離が5, 120メートルを超えるように設計したもの
- カ 1, 000メートルを超える水深で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
  - (ア) 水圧を補正することができる送受波器を有するもの
  - (イ) チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信素子以外の送受信素子を組み込んだ送受波器を有するもの
- (2) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであって、次のアからウまでの全てに該当するもののうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの
  - ア 対象を探知することができる距離が530メートルを超えるもの
  - イ 当該装置から530メートル以内の距離にいる人を探知した場合の位置の誤差の2乗平均平方根が15メートル未満のもの
  - ウ 送信パルスの帯域幅が3キロヘルツを超えるもの
- (3) ハイドロホンであって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 可撓性を有するセンサーを組み込んだもの
  - イ 可撓性を有し、直径又は長さが20ミリメートル未満であるセンサーを20ミリメートル未満の間隔で結合したものを組み込んだもの
  - ウ 次のいずれかの検出素子を有するもの
    - (ア) 光ファイバー
    - (イ) 圧電高分子膜（フッ化ビニリデン樹脂又はその共重合体を除く。）
    - (ウ) 可撓性を有する圧電複合材料
    - (エ) ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）
    - (オ) ニオブ酸鉛インジウム・ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）
  - エ 加速度による影響を補正する機能を有するものであって、35メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
  - オ 1, 000メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
- (4) えい航ハイドロホンアレーであって、次のいずれかに該当するもの
  - ア ハイドロホングループの間隔（隣接する2のハイドロホングループの中心間の距離をいう。）が12.5メートル未満のもの又は12.5メートル未満に変更できるもの

- イ 35メートルを超える水深で使用することができるように設計したものの又は改造できるもの
- ウ (6)に該当するヘディングセンサーを有するもの
- エ 長軸方向に強化したアレーホースを有するもの
- オ アレーの直径が40ミリメートル未満のもの
- カ (3)に該当するハイドロホン又は加速度による影響を補正する機能を有していないハイドロホン(音圧感度(1ボルト毎マイクロパスカルである場合を0デシベルとしたときのもの)をいう。以下同じ。)がマイナス180デシベルを超えるものに限る。)
  - (5) えい航ハイドロホンアレー用に設計した信号処理装置であって、使用者によるプログラムの書換えが可能なもののうち、時間領域又は周波数領域の処理又は相関(スペクトル分析、デジタルフィルタリング又はビーム成形を含む。)を実時間処理できるもの
  - (6) ヘディングセンサーであって、精度の絶対値が0.5度未満のものうち、35メートルを超える水深で使用することができるように設計したものの又は35メートルを超える水深で使用することができるように調整若しくは取り外しをすることができる水深測定装置を有するもの
  - (7) 海底用又は港湾ケーブル用のハイドロホンアレーであって、次のいずれかに該当するもの
    - ア (3)に該当するハイドロホン又は加速度による影響を補正する機能を有していないハイドロホン(音圧感度がマイナス180デシベルを超えるものに限る。)
    - イ ハイドロホングループの信号を多重化して処理することができるものであって、次の(ア)及び(イ)に該当するもの
      - (ア) 35メートルを超える水深で使用することができるように設計したものの又は35メートルを超える水深で使用することができるように調整若しくは取り外しをすることができる水深測定装置を有するもの
      - (イ) えい航ハイドロホンアレーとして転用できるもの
  - ウ (8)に該当する加速度計を有する水中音波センサーを組み込んだもの
- (8) 加速度計を有する水中音波センサーであって、次のアからエまでの全てに該当するもの(粒子速度センサー又は地中聴音器を除く。)
  - ア 3軸の加速度計により構成されるもの
  - イ 総加速度感度が48デシベルを超えるもの
  - ウ 35メートルを超える水深で動作するように設計されたもの
  - エ 操作周波数が20キロヘルツ未満のもの
- (9) 海底用又は港湾用ケーブルシステム用に設計した信号処理装置であって、使用者によるプログラムの書換えが可能なもののうち、時間領域又は周波数領域の処理又は相関(スペクトル分析、デジタルフィルタリング又はビーム成形を含む。)を実時間処理できるもの
- (10) プログラムであって、次のいずれかに該当するものを内容とする情報が記載され、記録された文書、図画若しくは記録媒体
  - ア えい航ハイドロホンアレーを用いて受信した音響データの実時間処理のための音響ビーム成形を行うために設計したもの

- イ えい航ハイドロホンアレーを用いて受信した音響データの実時間処理を行うためのソースコード
- ウ 海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの実時間処理のための音響ビーム成形を行うために設計したもの
- エ 海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの実時間処理を行うためのソースコード
- オ 次の（ア）及び（イ）に該当するもの（ソースコードを含む。）
  - （ア） 音響データを実時間で処理するもの
  - （イ） 水中において活動する人の位置を自動的に探知するようにデータを処理するもの

43 光検出器又はこれを用いた装置であって、次のいずれかに該当するもの

- （1） 宇宙用に設計した固体の光検出器であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
  - ア 10ナノメートル超300ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、400ナノメートルを超える波長における感度が最大感度の0.1パーセント未満のもの
  - イ 900ナノメートル超1,200ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、応答時定数が95ナノ秒以下のもの
  - ウ 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
  - エ 宇宙用に設計したフォーカルプレーンアレーであって、素子の数が2,048を超え、かつ、300ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
- （2） 宇宙用に設計しておらず、かつ、熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
  - ア 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの
    - （ア） 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの
    - （イ） 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの
  - イ 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの
    - （ア） 応答時定数が95ナノ秒以下のもの
    - （イ） 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの
  - ウ 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
  - エ 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超3,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - （ア） 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が3.8未満のもの
    - （イ） 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの

- オ 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
- カ 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの
- キ 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次の（ア）及び（イ）に該当するもの
- （ア） 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの
- （イ） 要素素子の数が32を超えるもの
- （3） リモートセンシング用に設計したモノスペクトルイメージセンサー又はマルチスペクトルイメージセンサーであって、次のいずれかに該当するもの
- ア 瞬時視野が200マイクロラジアン未満のもの（300ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するモノスペクトルイメージセンサーであって、組み込まれている光検出器又はフォーカルプレーンアレーが宇宙用に設計していないもののうち、次のいずれかに該当するものを除く。）
- （ア） 電荷結合素子（CCD）であって、電荷増倍を行うように設計又は改造されていないもの
- （イ） 相補型金属酸化膜半導体（CMOS）素子であって、電荷増倍を行うように設計又は改造されていないもの
- イ 400ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、イメージデータをデジタル形式で出力するもののうち、次のいずれかに該当するもの
- （ア） 宇宙用に設計したもの
- （イ） 航空機搭載用に設計したものであって、シリコンを用いた検出器以外の検出器を用いたもののうち、瞬時視野が2.5ミリラジアン未満のもの
- （4） 光検出器を用いた装置であって、直視型のもののうち、次のいずれかに該当する光検出器を組み込んだもの
- ア 20（10）イに該当するイメージ増強管
- イ （2）に該当するフォーカルプレーンアレー
- ウ （1）に該当する固体の光検出器
- 44 光学器械又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
- （1） 宇宙用に設計した光学部品であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 全体が稠密な状態である場合に比し20パーセント未満の重量に軽量化したもの
- イ 基板（コーティングしたもの又は保護膜を有するものを含む。）
- ウ 宇宙空間で組み立てるように設計した反射鏡であって、組み立てた場合の受光面積の和が口径1メートル以上の反射鏡と同等になるものの部分品

エ 全ての方向について線膨張係数が温度 1 度当たり 100 万分の 5 以下の複合材料からなるもの

(2) 光学器械又は光学部品の制御装置であって、次のいずれかに該当するもの

ア (1) に該当する宇宙用に設計した光学部品の表面形状又は方向を維持するように設計したもの

イ 光の走査、追尾若しくは安定化又は光共振器の調整を行うものであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 直径又は長軸の長さが 50 ミリメートルを超える反射鏡を支えるように設計された光の走査用の反射鏡ステージであって、次の a から c までの全てに該当するもの又はそのために設計した電子制御装置

a 最大移動角距離がプラスマイナス 26 ミリラジアン以上のもの

b 機器の共振周波数が 500 ヘルツ以上のもの

c 角精度が 10 マイクロラジアン以下のもの

(イ) 光共振器の調整を行う装置であって、100 ヘルツ以上の帯域幅及び 10 マイクロラジアン以下の精度を有するもの

ウ 最大振れ角が 5 度を超え、かつ、100 ヘルツ以上の帯域幅で使用することができるジンバルであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 直径又は長軸の長さが 0.15 メートル超 1 メートル以下のものであって、角加速度が 2 ラジアン毎秒毎秒を超え、かつ、精度が 200 マイクロラジアン以下のもの

(イ) 直径又は長軸の長さが 1 メートルを超えるものであって、角加速度が 0.5 ラジアン毎秒毎秒を超え、かつ、精度が 200 マイクロラジアン以下のもの

45 磁力計、磁場勾配計若しくは水中電場センサー又はこれらの校正装置であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 超電導の技術を利用した磁力計であって、次のいずれかに該当するもの

ア 静止状態で操作するように設計したものであって、運動中に生じるノイズを減少させるために設計した装置を有しないもののうち、1 ヘルツの周波数における感度（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値をいう。以下同じ。）が 50 フェムトテスラ以下のもの

イ 運動中に生じるノイズを減少させるために設計した装置を有するものであって、1 ヘルツの周波数において運動中の感度が 20 ピコテスラ未満のもの

(2) 光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計であって、1 ヘルツの周波数における感度が 2 ピコテスラ未満のもの

(3) 磁場勾配計であって、(1) に掲げる磁力計を 2 以上用いたもの

(4) 水中において磁場又は電場を検知する装置であって、(1) 又は (2) に該当する磁力計を組み込んだもの

(5) 磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置であって、次のいずれかに用いるために設計したもの

ア 1 ヘルツの周波数における感度が 2 ピコテスラ以上 20 ピコテスラ未満の磁力計であり、感度が 2 ピコテスラ未満を実現する光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計

- イ 1ヘルツの周波数で測定した場合の感度が8ナノボルト毎メートル未満の水中電場センサー
- ウ 感度が3ピコテスラ毎メートル未満を実現する磁場勾配計のうち、次のいずれかに該当するもの
- (ア) (3)に該当するもの
- (イ) 光ファイバーを用いた磁場勾配計であって、イントリンシック型のもの(1軸当たりの検出素子の数が1のものをいう。以下同じ。)のうち、感度が0.3ナノテスラ毎メートル未満のもの
- (ウ) 光ファイバーを用いていない磁場勾配計であって、イントリンシック型のもののうち、感度が0.015ナノテスラ毎メートル未満のもの
- 46 レーダー又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの(別表第4に掲げるものを除く。)
- (1) 合成開口レーダー、逆合成開口レーダー又は側方監視レーダーとして使用することができるもの
- (2) 次のいずれかの技術を利用するもの
- ア スペクトル拡散
- イ 周波数アジリティー
- (3) 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの
- ア パルス圧縮比が150を超えるもの
- イ 圧縮パルス幅が200ナノ秒未満のもの
- (4) パルスレーダー断面積計測装置であって、送信するパルス幅が100ナノ秒以下のもの又はその部分品
- 47 加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
- (1) 直線加速度計(振動又は衝撃のみの計測に限定されたものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 147.15メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) バイアスの安定性(校正後のものをいう。以下この表において同じ。)が1年間につき0.00128メートル毎秒毎秒未満のもの
- (イ) スケールファクターの安定性が1年間につき0.013パーセント未満のもの
- イ 147.15メートル毎秒毎秒超981メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであって、次の(ア)及び(イ)に該当するもの
- (ア) バイアスの再現性が1年間につき0.0122625メートル毎秒毎秒未満のもの
- (イ) スケールファクターの再現性が1年間につき0.125パーセント未満のもの
- ウ 慣性航法装置又は慣性誘導装置に使用するよう設計したものであって、981メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの
- (2) 角加速度計又は回転加速度計であって、981メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの

48 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

(1) 981メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 測定範囲が1秒当たり500度未満のものであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) バイアスの安定性が、9.81メートル毎秒毎秒の状態では1月間測定した場合に、1時間あたり0.5度未満のもの

(イ) 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が0.0035度以下のもの(スピニングマスジャイロを除く。)

イ 測定範囲が1秒当たり500度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) バイアスの安定性が、9.81メートル毎秒毎秒の状態では3分間測定した場合に、1時間につき4度未満のもの

(イ) 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が0.1度以下のもの(スピニングマスジャイロを除く。)

(2) 981メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの

49 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置(位置情報等を調整後、外部の参照情報によらず機首方向又は位置を決定及び維持するために、速度及び方角の変化を計測する加速度計又はジャイロスコープを組み込んでいるものであって、姿勢方位基準装置(AHRSS)、ジャイロコンパス、慣性測定ユニット(IMUs)、慣性航法システム(INSs)、慣性参照システム(IRSs)、慣性参照ユニット(IRUs)を含む。)であって、次のいずれかに該当するもの(1以上の国際連合加盟国の航空当局が民間航空機用であることを証明したものを除く。)

(1) 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計されたものであって、位置参照情報によらずに位置情報を提供するもののうち、ノーマライメント後の精度が次のいずれかに該当するもの

ア 平均誤差半径が1時間につき0.8海里以下のもの

イ 平均誤差半径が移動距離の0.5パーセント以下のもの

ウ 平均誤差半径が24時間で総ドリフト1海里以下のもの

(2) 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、位置参照情報を内蔵するものであって、全ての位置参照情報の喪失後4分以内に位置情報を提供し、平均誤差半径が10メートル未満のもの

(3) 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、真北方向を示すものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 最大動作角速度が1秒当たり500度未満であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が0.07度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度45度の地点において6分以下のもの

イ 最大動作角速度が1秒当たり500度以上であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が0.2度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度45度の地点において17分以下のもの

(4) 二次元以上において、加速度測定値又は角速度測定値を提供するものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 任意の軸に沿って、いかなる参照情報も使用することなく、47又は48に規定する仕様のも  
もの

イ 宇宙用に設計したものであって、任意の軸に沿った角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が0.1度以下で、かつ、角速度の測定値を与えるもの

50 航法装置若しくはアビオニクス装置又はこれらの部分品の設計若しくは製造に係る技術（特定の飛行管理機能を提供しない一般のコンピュータエレメント及びユーティリティ（入力信号の受信、出力信号の送信、コンピュータのプログラム及びデータのローディング、組込み試験、タスクスケジューリング機能）と関係したソースコードを除く。）であって、次のいずれかに該当するものを内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（別表第4に掲げるものを除く。）

(1) 姿勢方位基準装置（ジンバル方式のものを除く。）、慣性航法装置その他の慣性装置を使用（操作又は保守（点検）に係るものに限る。）するためのプログラム（ソースコードのものに限る。）又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

(2) 装置の性能を向上し、航法誤差を減少することができるように設計したプログラム

(3) 船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、装置の性能を向上し、航法誤差を減少することができるプログラム（ソースコードのものに限る。）

ア ドップラー効果を利用するレーダーからの速度データ

イ ジーピーエス又はグローナスからの航法データ

ウ データベース参照航法装置からのデータ

(4) 次のいずれかに該当するものためのプログラム（ソースコードのものに限る。）

ア 飛行の全行程を管理するためのデジタル飛行管理装置

イ 推進制御と飛行制御を統合するための装置

ウ フライバイワイヤシステム又はフライバイライトシステム

エ 故障許容機能又は自己再構成機能をもつアクティブ飛行制御装置

オ 機体表面の静的データを基準とするエアードータ装置

カ 三次元ディスプレイ

51 潜水艇又はその制御装置であって、次のいずれかに該当するもの（13（（4）を除く。）に該当するものを除く。）

(1) 有人式であり、かつ、<sup>けい</sup>繫索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

ア 自律的に潜航することができるように設計した潜水艇であって、次の（ア）及び（イ）の揚荷能力を有するもの

(ア) 当該潜水艇の空中重量の10パーセント以上

(イ) 15キロニュートン以上

イ 1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

ウ 次の（ア）及び（イ）に該当するもの

- (ア) 連続して10時間以上自律的に潜航することができるように設計したもの
- (イ) 潜航可能な距離が25海里以上のもの

- (2) 無人式であり、かつ、<sup>けい</sup>繫索式の潜水艇であって、1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの
- ア 直流の推進電動機又はスラスタを使用して、独力で潜航することができるように設計したもの
  - イ 光ファイバーによってデータを送受することができるもの

- (3) 無人式であり、かつ、<sup>けい</sup>繫索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの
- ア あらゆる地形に対して自動的に針路を決定することができるように設計したもの
  - イ 音波によってデータ又は指令を送受することができるもの
  - ウ 光伝送の方式によって1,000メートル以上の距離でデータ又は指令を送受することができるもの

- (4) 潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であって、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるもののうち、次のいずれかに該当するもの
- ア 水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径10メートルの水柱内に潜水艇を移動することができるもの
  - イ 水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径10メートルの水柱内に潜水艇を保持することができるもの
  - ウ 海底又は海底下にあるケーブルに沿って移動する際に、ケーブルから10メートル以内に潜水艇を保持することができるもの

- (5) 有人式であり、かつ、<sup>けい</sup>繫索式の潜水艇であって、1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

52 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) ブレイトンサイクルエンジン又はランキンサイクルエンジンであって、次のいずれかに該当するもの
- ア 循環する排気から一酸化炭素、二酸化炭素及び微粒子を除去することができるように設計した装置を有するもの
  - イ 単原子で構成される気体を利用することができるように設計した装置を有するもの
  - ウ 10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
  - エ 反応生成物を圧縮又は燃料として再生することができ、反応生成物を貯蔵することができる、かつ、100キロパスカル以上の圧力下で反応生成物を排出することができるように設計した装置を有するもの

- (2) ディーゼルエンジンであって、次のアからエまでの全てに該当するもの
- ア 循環する排気から一酸化炭素、二酸化炭素及び微粒子を除去することができるように設計した装置を有するもの
  - イ 単原子で構成される気体を利用することができるように設計した装置を有するもの
  - ウ 10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
  - エ 燃焼生成物を断続的に排出することができるように設計した装置を有するもの
- (3) 出力が2キロワットを超える燃料電池であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
  - イ 反応生成物を圧縮又は燃料として再生することができ、反応生成物を貯蔵することができ、かつ、100キロパスカル以上の圧力下で反応生成物を排出することができるように設計した装置を有するもの
- (4) スターリングサイクルエンジンであって、次のア及びイに該当するもの
- ア 10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
  - イ 100キロパスカル以上の圧力下で反応生成物を排出することができるように設計した装置を有するもの
- (5) スクリュープロペラの推進力の向上又はその水中ノイズの減少を図るために末広ノズル及び整流ベーンに関する技術を用いた装置であって、出力が2.5メガワットを超えるもの
- 53 ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するための装置又は工具であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) 一方向性凝固又は単結晶の鋳造のための装置
  - (2) 鋳造用に設計されたコア、シェル又はこれらを組み合わせたものであって、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの
  - (3) 一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置
- 54 高速で積層造形を行う装置
- 55 排水量が1,000トン以上の船舶に使用することができる防音装置であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、ガスタービンエンジン、ガスタービン発電機、推進電動機又は減速装置から発生する500ヘルツ未満の周波数の音響又は振動を減少するものうち、複合型の防音台からなり、かつ、中間のマス重量がその上に設置される装置の重量の30パーセントを超えるもの
  - (2) 排水量が1,000トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であって、伝動装置に使用できるように設計したもの

- 56 航空機用のガスタービンエンジン（次の（１）及び（２）に該当するものを除く。）
- （１） １以上の国際連合加盟国の航空当局が証明したもの
  - （２） 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであって、１以上の国際連合加盟国の航空当局から次のいずれかの文書を発行されたもの
    - ア 型式証明
    - イ 型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの
- 57 繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次の（１）又は（２）に該当するもの（次の（３）又は（４）に該当するものを除く。）
- （１） 70に該当する繊維又はプリプレグ若しくはプリフォームを使用した成型品であって、有機物をマトリックスとするもの
  - （２） 次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの
    - ア 炭素繊維であって、次の（ア）及び（イ）に該当するもの
      - （ア） 比弾性率が10,150,000メートルを超えるもの
      - （イ） 比強度が177,000メートルを超えるもの
    - イ 70（３）に該当するもの
  - （３） 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品（４）民間航空機の補修のための成型品（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸したものに限る。）であって、次のすべてに該当するもの
    - ア 面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの
    - イ 1辺の長さが2.5メートル以下のもの
    - ウ 幅が15ミリメートルを超えるもの
- 58 57に該当するものの製造用又は検査用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属品若しくは部分品（別表第4の17に該当するものを除く。）
- （１） フィラメントワインディング装置であって、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる基本軸（サーボ制御によって動作するものに限る。）を3本以上有するもの
  - （２） 繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであって、テープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの（次のア及びイに該当する能力を有するものに限る。）のうち、それらの作業を相関して制御することができる基本軸（サーボ制御によって動作するものに限る。）を5本以上有するもの
    - ア フィラメントバンド（繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであり、かつ、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。以下同じ。）のうち、その1本以上の幅が25ミリメートルを超え、305ミリメートル以下のものを位置決めし、及びラミネートできるもの
    - イ フィラメントバンドを位置決めし、及びラミネートする工程中に個々のフィラメントバンドの進行を中断及び再開することができるもの
  - （３） 三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシンであって、繊維を成

型品用に織り、編み若しくは組むために特に設計又は改造したもの

(4) 繊維の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの

ア 重合体繊維から炭素繊維又は炭化けい素繊維を製造する装置

イ 炭化けい素繊維の製造用の装置であって、熱したフィラメント状の基材に元素又は化合物を化学的に蒸着させるもの

ウ 耐火セラミックの湿式紡糸装置

エ 熱処理によって、アルミニウムを含有するプリカーサー繊維からアルミナ繊維を製造する装置

(5) ホットメルト方式を用いて70(5)に該当するプリプレグを製造する装置

(6) 非破壊検査装置であって、複合材料を検査するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 三次元欠陥検査用のエックス線断層撮影装置

イ 数値制御を行うことができる超音波検査装置であって、位置送信機、位置受信機又は位置送受信機の動作が、同時制御され、かつ、検査時に対象物の三次元輪郭を軸数が4以上で測定するよう調整されているもの

59 合金、その粉末又は合金材料の製造装置（コンタミネーション防止対策を講じてあるものに限る。）であって、62(3)イ(ア)から(ク)までのいずれかに該当する方法において使用するよう設計したもの

60 チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具であって、次のいずれかに該当するものを製造するよう設計したもの

(1) 航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の構造体

(2) 航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体のエンジン

(3) (1)又は(2)に該当するものの部分品

61 電波の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 電波の吸収材として使用するよう設計したものであって、周波数が200メガヘルツ超3テラヘルツ未満のもの

(2) 電波の吸収材として使用するよう設計したものであって、周波数が150テラヘルツ超370テラヘルツ未満のものうち、可視光を透過しないもの

(3) 導電性高分子であって、体積導電率が10キロジーメンス毎メートルを超えるもの又は表面抵抗率が100オーム未満のものうち、次のいずれかの重合体からなるもの

ア ポリアニリン

イ ポリパイロール

ウ ポリチオフェン

エ ポリフェニレンビニレン

オ ポリサイニレンビニレン

62 合金又はその粉末であって、次のいずれかに該当するもの（コーティングに使用するために特に調合したものを除く。）

(1) アルミニウムの化合物となっている合金であって、次のいずれかに該当するもの

- ア アルミニウムの含有量が全重量の15パーセント以上38パーセント以下であって、アルミニウム又はニッケル以外の合金元素を含むニッケル合金
  - イ アルミニウムの含有量が全重量の10パーセント以上であって、アルミニウム又はチタン以外の合金元素を含むチタン合金
- (2) (3) に該当するものからなる合金であって、次のいずれかに該当するもの
- ア ニッケル合金であって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 650度の温度において676メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が10,000時間以上のもの
    - (イ) 550度の温度において1,095メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの低サイクル疲労寿命が10,000サイクル以上のもの
  - イ ニオブ合金であって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 800度の温度において400メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が10,000時間以上のもの
    - (イ) 700度の温度において700メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの低サイクル疲労寿命が10,000サイクル以上のもの
  - ウ チタン合金であって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 450度の温度において200メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が10,000時間以上のもの
    - (イ) 450度の温度において400メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの低サイクル疲労寿命が10,000サイクル以上のもの
  - エ アルミニウム合金であって、引張強さが次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 200度の温度において240メガパスカル以上のもの
    - (イ) 25度の温度において415メガパスカル以上のもの
  - オ マグネシウム合金であって、引張強さが345メガパスカル以上のもののうち、3パーセント食塩水中における腐食が1年につき1ミリメートル未満のもの
- (3) 合金の粉末であって、次のア及びイに該当するもの
- ア 次のいずれかに該当するものからなるもの
    - (ア) 製造工程中に混入する金属以外の粒子（径が100マイクロメートルを超えるものに限る。）の数が粒子1,000,000,000個当たり3個未満のニッケル合金であって、アルミニウム及びニッケルを含む3種類以上の元素からなるもの
    - (イ) アルミニウム、けい素又はチタンのいずれかの元素及びニオブを含む3種類以上の元素からなるニオブ合金
    - (ウ) アルミニウム及びチタンを含む3種類以上の元素からなるチタン合金
    - (エ) マグネシウム、亜鉛又は鉄のいずれかの元素及びアルミニウムを含む3種類以上の元素からなるアルミニウム合金
    - (オ) アルミニウム及びマグネシウムを含む3種類以上の元素からなるマグネシウム合金
  - イ 次のいずれかの方法によって製造したもの
    - (ア) 真空噴霧法

- (イ) ガス噴霧法
- (ウ) 回転噴霧法
- (エ) スプラットクエンチ法
- (オ) メルトスピニング法及び粉化法
- (カ) メルトエキストラクション法及び粉化法
- (キ) 機械的合金法
- (ク) プラズマ噴霧法

63 金属性磁性材料であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 比初透磁率が120,000以上のものであって、厚さが0.05ミリメートル以下のもの
- (2) 磁歪合金であって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 飽和磁気歪が0.0005を超えるもの
  - イ 電気機械結合係数が0.8を超えるもの
- (3) ストリップ状のアモルファス合金又はナノクリスタル合金であって、次のア及びイに該当するもの
  - ア 鉄、コバルト若しくはニッケルのいずれかの含有量又はこれらの含有量の合計が全重量の75パーセント以上のもの
  - イ 飽和磁束密度が1.6テスラ以上のものであって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 厚さが0.02ミリメートル以下のもの
    - (イ) 電気抵抗率が2マイクロオームメートル以上のもの

64 ウランチタン合金又はタングステン合金であって、そのマトリックスが鉄、ニッケル又は銅のものうち、次の(1)から(4)までの全てに該当するもの

- (1) 密度が17.5グラム毎立方センチメートルを超えるもの
- (2) 弾性限度が880メガパスカルを超えるもの
- (3) 引張強さが1,270メガパスカルを超えるもの
- (4) 伸び率が8パーセントを超えるもの

65 超電導材料であって、次のいずれかに該当するもの(長さが100メートルを超えるもの又は全重量が100グラムを超えるものに限る。)

- (1) フィラメントを有するものであって、ニオブチタンのフィラメントを含むものうち、次のア及びイに該当するもの
  - ア フィラメントが銅又は銅合金以外のマトリックスに埋めこまれたもの
  - イ フィラメントの断面積が100万分の28平方ミリメートル未満のもの
- (2) ニオブチタン以外の超電導フィラメントからなる超電導材料であって、次のア及びイに該当するもの
  - ア 磁界をかけない場合に臨界温度が零下263.31度超のもの
  - イ 超電導材料の縦軸に対してあらゆる方向から垂直に12テスラの磁束密度の磁界をかけた場合に、零下268.96度の温度で超電導状態を保つことができるものであって、臨界電流密度が全ての横断面で1,750アンペア毎平方ミリメートルを超えるもの
- (3) 超電導フィラメントからなる超電導材料であって、零下158.16度の温度を超えて超電

導性を保つことができるもの

66 潤滑剤として使用することができる材料又は振動防止用若しくは冷媒用に使用することができる液体であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 潤滑剤として使用することができる材料であって、次のいずれかに該当する物質を主成分とするもの

ア フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物であって、その有するエーテル基、チオエーテル基又はこれらの官能基の数の合計が3以上のもの

イ フッ化シリコン油であって、25度の温度において測定した動粘度が5,000平方ミリメートル毎秒未満のもの

(2) 振動防止用に使用することができる液体であって、純度が99.8パーセントを超え、かつ、径が200マイクロメートル以上の粒状の不純物の数が100ミリリットル当たり25個未満のものうち、次のいずれかに該当する物質の重量が全重量の85パーセント以上のもの

ア ジブロモテトラフルオロエタン

イ ポリクロトリフルオロエチレン

ウ ポリブロトリフルオロエチレン

(3) 電子機器の冷媒用に使用することができる液体であって、フルオロカーボンからなるもの（医療用として記述があり、かつ、梱包されたものを除く。）のうち、次のア及びイに該当するもの

ア 次のいずれかに該当する物質の含有量の合計が全重量の85パーセント以上のもの

(ア) パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー

(イ) パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー

(ウ) パーフルオロアルキルアミン

(エ) パーフルオロシクロアルカン

(オ) パーフルオロアルカン

イ 次の(ア)から(ウ)までの全てに該当するもの

(ア) 25度の温度における密度が、1ミリリットル当たり1.5グラム以上のもの

(イ) 零度の温度において液体のもの

(ウ) フッ素の含有量が全重量の60パーセント以上のもの

67 セラミック粉末若しくはセラミックの半製品若しくは一次製品、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

(1) チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末であって、金属不純物の含有量が全重量の0.5パーセント未満のものうち、粒子の径の平均値が5マイクロメートル以下であり、かつ、径が10マイクロメートルを超える粒子の重量の合計が全重量の10パーセント以下であるもの

(2) チタンのほう化物からなるセラミックの半製品又は一次製品であって、理論密度比が98パーセント以上のもの（研磨材を除く。）

(3) セラミック複合材料であって、ガラス又は酸化物をマトリックスとするものうち、

次のいずれかに該当するもの

ア 次の（ア）及び（イ）に該当する繊維により強化されたもの

（ア） 比強度が12,700メートルを超えるもの

（イ） 次の系のいずれかの元素の組合せからなるもの

a けい素及び窒素

b けい素及び炭素

c けい素、アルミニウム、酸素及び窒素

d けい素、酸素及び窒素

イ 次の（ア）又は（イ）からなる連続した繊維（1,000度の温度における引張強さが700メガパスカル未満のもの、又は1,000度の温度において100メガパスカルの応力が発生する荷重を100時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが1パーセントを超えるものを除く。）により強化されたもの

（ア） 酸化アルミニウム

（イ） けい素、炭素及び窒素

（4） セラミック複合材料であって、粒子、ウイスキー又は繊維により強化されたもののうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの

（5） セラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

ア ポリジオルガノシラン

イ ポリシラザン

ウ ポリカルボシラザン

68 重合化することができる非フッ素化合物又は非フッ素重合体（液状又は板、棒、フィルム、シート、塊、管、線、ペレット、粒若しくは粉の形状であって、加工できるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

（1） ビスマレイミド、ガラス転移点が290度を超える芳香族ポリアミドイミド、ガラス転移点が232度を超える芳香族ポリイミド又はガラス転移点が290度を超える芳香族ポリエーテルイミド

（2） ポリアリーレンケトン

（3） ビフェニレン、トリフェニレン又はこれらの組合せからなるアリーレン基を有するポリアリーレンスルフィド

（4） ガラス転移点が290度を超えるポリビフェニレンエーテルスルホン

69 フッ素化合物であって、次のいずれかに該当するもの

（1） 結合フッ素の含有量が全重量の10パーセント以上のフッ化ポリイミド

（2） 結合フッ素の含有量が全重量の30パーセント以上のフッ化ホスファゼンの弾性体

70 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであって、次のいずれかに該当するもの

（1） 有機繊維（ポリエチレン繊維を除く。）であって、次のア及びイに該当するもの

ア 比弾性率が12,700,000メートルを超えるもの

イ 比強度が235,000メートルを超えるもの

- (2) 炭素繊維であって、次のア及びイに該当するもの（次のウ又はエに該当するものを除く。）
- ア 比弾性率が14,650,000メートルを超えるもの
  - イ 比強度が268,200メートルを超えるもの
  - ウ 民間航空機の補修のためのものであって、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当するもの
    - （ア） 面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの
    - （イ） 一辺の長さが2.5メートル以下のもの
    - （ウ） 幅が15ミリメートルを超えるもの
  - エ 25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は加工されたもの
- (3) 無機繊維であって、次のア及びイに該当するもの
- ア 比弾性率が2,540,000メートルを超えるもの
  - イ 不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が1,649度を超えるもの（次のいずれかに該当するものを除く。）
    - （ア） 比弾性率が10,000,000メートル未満のものであって、シリカの含有量が全重量の3パーセント以上の多相多結晶アルミナ繊維の短繊維であって、短く切断されたもの又はランダムマット形態のもの
    - （イ） モリブデン繊維又はモリブデン合金繊維
    - （ウ） ボロン繊維
    - （エ） 不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が1,770度未満のセラミック繊維の短繊維
- (4) 次のいずれかに該当するものからなる繊維又は当該繊維と（1）から（3）までのいずれかに該当する繊維とを混織した繊維
- ア 68（1）に該当する芳香族ポリエーテルイミド
  - イ 68（2）から（4）までのいずれかに該当するもの
- (5) プリプレグ（次のウ又はエに該当するものを除く。）又はプリフォームであって、次のア及びイを使用したもの
- ア 次の（ア）又は（イ）に該当するもの
    - （ア） （3）に該当する無機繊維
    - （イ） 有機繊維又は炭素繊維であって、次のa及びbに該当するもの
      - a 比弾性率が10,150,000メートルを超えるもの
      - b 比強度が177,000メートルを超えるもの
  - イ 次のいずれかに該当する樹脂
    - （ア） 69に該当するもの
    - （イ） フェノール樹脂であって、動的機械分析によって測定したガラス転移点が180度以上のもの
    - （ウ） 動的機械分析によって測定したガラス転移点が232度以上のもの（フェノール樹脂及び（ア）に該当するものを除く。）

- ウ 民間航空機の補修のためのプリプレグ（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸させたものに限る。）であって、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当するもの
  - （ア） 面積（最大投影面積をいう。）が1平方メートル以下のもの
  - （イ） 一辺の長さが2.5メートル以下のもの
  - （ウ） 幅が15ミリメートルを超えるもの
- エ 25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は加工された炭素繊維に、68又は69（1）以外に該当する樹脂又はピッチを含浸させたもの
  - （6） 炭素繊維精製及び生産関連機器の前駆体として使用可能なポリアクリルニトリル繊維
- 71 粒子の径が60マイクロメートル以下のほう素であって、ほう素の重量比による純度が85パーセント以上のもの若しくはその混合物、粒子の径が60マイクロメートル以下のほう素合金であって、ほう素の重量比が85パーセント以上のもの若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）
- 72 4、20、35（1）から（4）まで、36、37、41、42（1）から（9）まで、43、44、45、46、57、61、67及び70に該当する物資の設計、製造又は使用（4又は57に該当する物資に係るものに限り、57に該当する物資の使用については修理に係るものに限る。）に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体
- 73 26、51、52若しくは55に該当する物資に係る技術又はこれらの物資の部分品、試験装置、検査装置若しくは製造装置に係る技術その他関連技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体

#### 別表第6 奢侈品

- 1 牛の肉（冷凍したものに限る。）
- 2 まぐろのフィレ（冷凍したものに限る。）
- 3 キャビア又は魚卵から調製したキャビア代用物
- 4 アルコール飲料
- 5 製造たばこ又は製造たばこ代用品
- 6 香水類又はオーデコロン類
- 7 美容用、メーキャップ用若しくは皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）又はマニキュア用若しくはペディキュア用の調製品
- 8 トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
- 9 ハンドバッグ（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
- 10 財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
- 11 衣類又は衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
- 12 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品又は人造毛皮製品

- 13 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
- 14 つづれ織物（アメリカ合衆国通貨500ドルに相当する額を超えるものに限る。）
- 15 磁器製の食卓用品（アメリカ合衆国通貨100ドルに相当する額を超えるものに限る。）
- 16 ガラス製品（鉛ガラス製のものであって、食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のもの及び身辺用模造細貨類）
- 17 天然若しくは養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム又はルテニウムをいう。以下同じ。）若しくは特定金属を張った金属又はこれらの製品
- 18 携帯用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るもの限り、別表第5に掲げるものを除く。）
- 19 マイクロホン若しくはそのスタンド、拡声器、ヘッドホン若しくはイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器又は電気式音響増幅装置（別表第5に掲げるものを除く。）
- 20 音声再生機、録音機若しくはビデオの記録用若しくは再生用の機器又はこれらの部分品若しくは附属品（別表第5に掲げるものを除く。）
- 21 録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含み、別表第5に掲げるものを除く。）
- 22 ビデオカメラレコーダー又はデジタルカメラ（別表第5に掲げるものを除く。）
- 23 ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電を受信することができるものを含み、別表第5に掲げるものを除く。）
- 24 テレビジョン受像機器（カラーのものであって、放送用のものに限る。）又はビデオモニター（カラーのものに限る。）若しくはビデオプロジェクター（別表第5に掲げるものを除く。）
- 25 乗用自動車及びスノーモービル（アメリカ合衆国通貨2,000ドルに相当する額を超えるもの限り、別表第5に掲げるものを除く。）
- 26 モーターサイクル（モペットを含む。）又は補助原動機付きの自転車（別表第5に掲げるものを除く。）
- 27 ヨットその他の娯楽用若しくはスポーツ用の船舶又はカヌー
- 28 写真機（一眼レフレックスのもの限り、別表第5に掲げるものを除く。）
- 29 映画用の撮影機又は映写機（別表第5に掲げるものを除く。）
- 30 投影機、写真引伸機又は写真縮小機（映画用のもの及び別表第5に掲げるものを除く。）
- 31 映写用又は投影用のスクリーン
- 32 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含む。）
- 33 楽器又はその部分品若しくは附属品
- 34 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品及び水泳用又は水遊び用のプール並びに履物（スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ及びボクシングシューズその他スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、

クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの（サイクリングシューズを除く。）に限る。）に限る。）

35 万年筆

36 美術品、収集品又は骨とう

#### 別表第7 北朝鮮への輸出の禁止が決定されたその他の物資

- 1 航空機用燃料（ケロシン系のロケット用燃料を含み、別表第5に掲げるもの及び国際連合安全保障理事会決議第1718号12の規定に従って設置された委員会（以下「1718委員会」という。）が、北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）
- 2 新品のヘリコプター（別表第5に掲げるもの及び1718委員会が、北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）
- 3 新品の船舶（別表第5及び別表第6に掲げるもの並びに1718委員会が、北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）
- 4 コンデンセート又は天然ガス液
- 5 石油製品（次のいずれかに該当するものを除く。）
  - (1) 1に掲げるもの
  - (2) 次のアからエまでの全てに該当するもの
    - ア 北朝鮮への輸出を行う国際連合加盟国が当該輸出の量を1718委員会に通報するもの
    - イ 国際連合加盟国から北朝鮮への輸出に北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号、同理事会決議第1874号、同理事会決議第2087号、同理事会決議第2094号、同理事会決議第2270号、同理事会決議第2321号、同理事会決議第2356号、同理事会決議第2371号若しくは同理事会決議第2375号（以下「国際連合安全保障理事会決議第1718号等」という。）により禁止されている活動に関連している個人又は団体が関与していないもの
    - ウ 国際連合加盟国から北朝鮮への輸出が専ら北朝鮮籍を有する者の生計目的であって、かつ、当該輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号等により禁止されている活動の資金獲得に該当しないもの
    - エ 毎年1月1日から12月31日（ニューヨーク時間。以下同じ。）までの期間において、国際連合加盟国から北朝鮮への輸出の総量が2,000,000バレルを超えないもの
- 6 原油（次のいずれかに該当するものを除く。）
  - (1) 毎年9月11日から翌年9月10日までの期間において、平成28年9月11日から平成29年9月10日までに国際連合加盟国が北朝鮮へ輸出した総量を超えないもの
  - (2) 国際連合加盟国から北朝鮮への輸出が専ら北朝鮮籍を有する者の生計目的であって、かつ、当該輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号等により禁止されている活動に該当しないものとして1718委員会が事前かつ個別に承認したものの

#### 別表第8 北朝鮮からの輸入の禁止が決定されたその他の物資

- 1 石炭（北朝鮮以外の国又は地域において採掘された石炭であつて、羅津（羅先）港から北朝鮮以外の国又は地域に向けて北朝鮮を通じて輸送されたと当該石炭の輸出国が確認した上で、当該輸出国が事前に1718委員会に通報し、かつ、当該輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号、同理事会決議第1874号、同理事会決議第2087号、同理事会決議第2094号、同理事会決議第2270号、同理事会決議第2321号、同理事会決議第2356号若しくは同理事会決議第2371号により禁止されている活動の資金獲得に該当しない場合を除く。）
- 2 鉄鋼及び鉄鋼製品
- 3 鉄鉱（精鉱を含む。）
- 4 金
- 5 チタン鉱（精鉱を含む。）
- 6 バナジウム鉱（精鉱を含む。）
- 7 希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）、これらの無機又は有機の化合物及びこれらの混合物の無機又は有機の化合物
- 8 銅
- 9 ニッケル
- 10 銀
- 11 亜鉛
- 12 銅像その他の像（1718委員会が北朝鮮からの輸入を事前に承認したものを除く。）
- 13 海産物（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含む。）
- 14 鉛及び鉛鉱（精鉱を含む。）
- 15 紡織用繊維及びその製品（生地及び完全に又は部分的に完成した衣類を含み、1718委員会が、北朝鮮からの輸入を事前かつ個別に承認したものを除く。）